

佐賀県

「食」と「農」の振興計画 2019

「稼げる農業」と「活力ある農村」の実現を目指して



令和元年8月

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢	2
第3章 計画の目指す姿	7
第4章 施策の展開方向	
I 稼げる農業の確立【農業の振興】	
1 稼げる農業経営体の創出	
(1) マーケットインによる競争力のある農産物づくり	
①露地野菜	10
②施設野菜	12
③果樹	14
④工芸作物	
i 茶	16
ii 葉たばこ	18
⑤花き	19
⑥畜産	20
⑦米・麦・大豆	22
(2) スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及	24
(3) 安全・安心な農産物の生産システムの推進	26
(4) 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大	28
(5) 労働力不足に対応するための仕組みづくり	30
(6) 農業生産基盤の整備	32
2 次世代の担い手の確保・育成	
(1) 意欲のある新規就農者の確保	34
(2) 経営力のある担い手の育成や女性農業者の経営参画推進	36
(3) 優良農地の確保・集約	38

II 活力ある農村の実現【農村の振興】

1 農村地域の振興

- (1) 中山間地域農業対策の推進 40
- (2) 有害鳥獣被害対策の推進 42
- (3) 快適で安全・安心な農村づくり 44

2 農村の魅力向上

- (1) 農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進 46
- (2) 食や農業・農村に対する理解促進 48

第5章 施策の重点項目

- 1 露地野菜の生産拡大 51
- 2 施設園芸におけるICT等を活用した先進技術の普及 52
- 3 果樹における優良園地の確保と経営の継承 53
- 4 「佐賀牛」の生産基盤の強化 54
- 5 労働力不足に対応するための仕組みづくり 55
- 6 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成 56
- 7 中山間地域農業の維持・発展に向けた取組の強化 57

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

- 1 佐賀中部地域（佐賀市、多久市、小城市） 58
- 2 東部地域（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町） 60
- 3 唐津・東松浦地域（唐津市、玄海町） 62
- 4 伊万里・西松浦地域（伊万里市、有田町） 64
- 5 杵藤地域（武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町） 66

参 考

- ・農業生産の目標等 68
- ・さかの食と農を盛んにする県民条例 71

1 背景

- 「さかの食と農を盛んにする県民条例（平成17年4月施行）」に基づき、平成27年11月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画^{にせんじゅうご}2015」を策定し、農業・農村の振興を図ってきたところです。
- 計画策定から4年が経過する中で、農業・農村を取り巻く情勢等は大きく変化しており、そうした情勢等に的確に対応していく必要があることから、新たに「佐賀県『食』と『農』の振興計画^{にせんじゅうご}2019」を策定しました。

2 計画の性格

- 「さかの食と農を盛んにする県民条例」第27条に基づき知事が定める、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けています。
- 農業者の方々や農業団体、市町においては、農業・農村の振興に向けた取組の共通の指針として積極的に活用していただくとともに、県民の皆様には、生活者として農業・農村の振興に対する理解を深めていただき、一層の協力・協働を期待するものです。

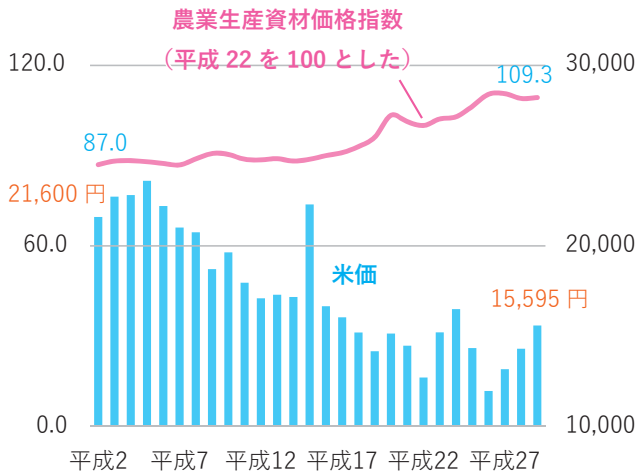
3 計画の期間

- 令和元年度から10年程度を見通した計画とし、施策の効果を検証するために、令和4年度に中間目標、令和10年度に最終目標を設定しています。
- 情勢変化等に的確に対応し、効果的かつ効率的に施策を展開するため、おおむね5年ごとに見直しを行います。

(1) 農業・農村の主な情勢

① 農業所得の伸び悩み

規模拡大が進み、販売額が1千万円以上の農家の割合は増えているものの、全体では生産資材価格の高止まりや米価の低迷などで農業所得は伸び悩んでおり、農業経営は厳しい状況となっています。



※農業生産資材価格指数

肥料や光熱動力など農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格（消費税含む）を指数化したもの。

※米価

平成17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。平成18年産以降は相対取引価格の平均値。運賃、包装代、消費税を含む。

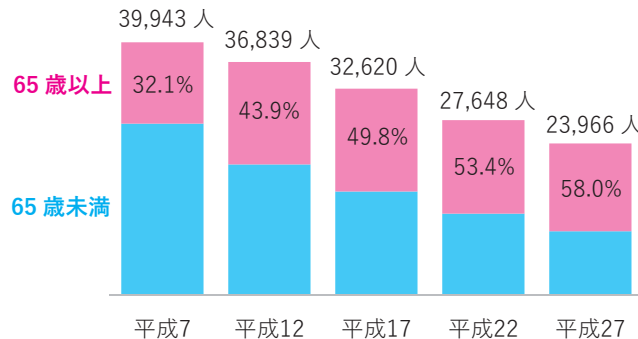
図1. 農業生産資材価格指数、米価の推移

資料：農林水産省「農業物価統計」「米の相対取引価格」

社団法人米穀安定供給確保支援機構「年産別の全銘柄落札加重平均価格（指標価格）の推移」

② 農業従事者の高齢化や減少

基幹的農業従事者の高齢化と減少が進んでいます。今後、高齢農業者の大量リタイアが見込まれるなど、担い手の急速な減少により、産地の維持や農地・農業用施設の適切な保全・管理等が課題となります。



※基幹的農業従事者

農業就業人口（15歳以上の農家世帯員のうち、「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のうち、普段の主な状態が農業に従事していた者。

図2. 佐賀県の基幹的農業従事者数の推移

資料：農林水産省「農林業センサス」

③農業分野における外国人材の受入れの増加

全国的な労働力不足を背景に、農業分野でも外国人労働者数が増加しており、そのほとんどが技能実習生によるものとなっています。

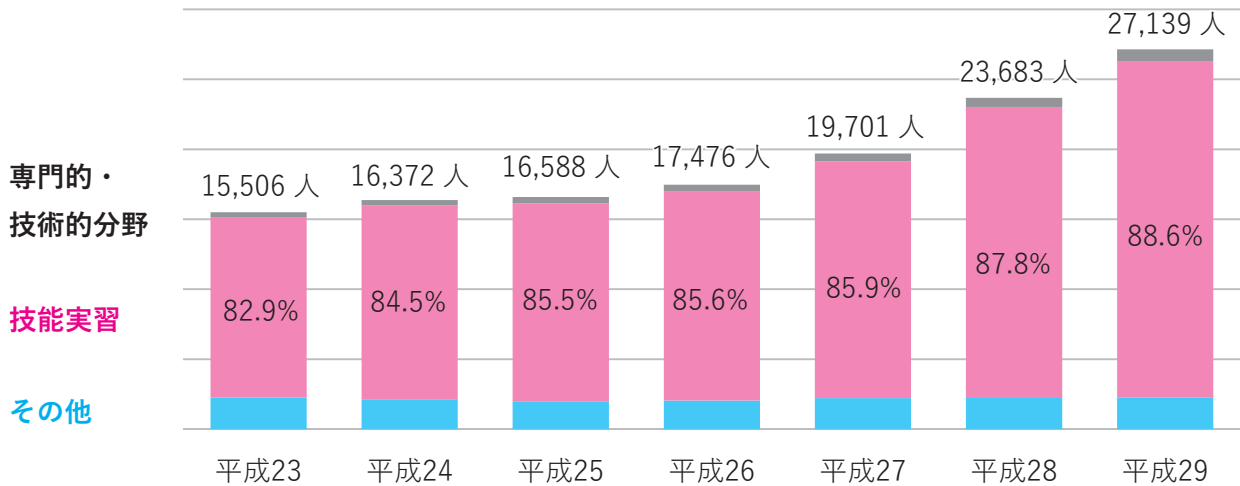


図3. 農業分野における外国人労働者数の推移
資料：農林水産省「農業分野における新たな外国人材の受入れについて」

④AI・IoT等の技術革新の進展

農業分野でもAI（人工知能）やIoT（あらゆるモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み）などの革新的技術の活用が進められており、今後、生産性の飛躍的な向上やロボットによる省力化などの実現が期待されます。



自動野菜収穫ロボットによる収穫
写真提供：(株) inaho



ドローンによる農薬散布
写真提供：(株) オプティム

(2) 農業・農村を取り巻く主な経済・社会の情勢

①労働力不足

少子高齢化の影響により生産年齢人口が減少しています。それに伴い、様々な業種において有効求人倍率が軒並み 1.0 倍を超えるなど、労働力不足が顕著になっています。

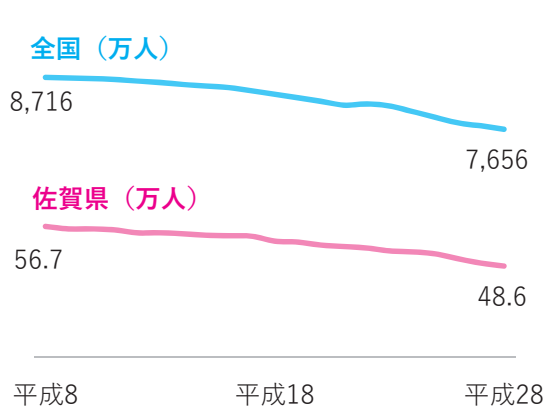


図1. 生産年齢人口の推移
資料：総務省「労働力調査」

※生産年齢人口
15歳以上 65歳未満の人口

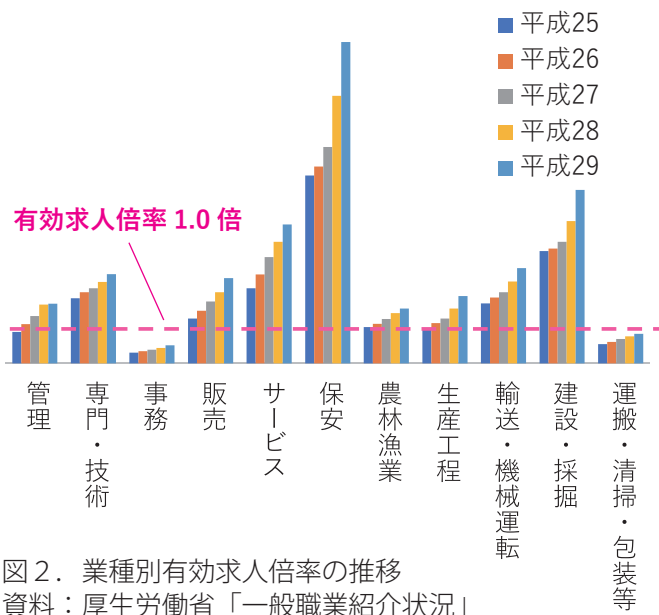


図2. 業種別有効求人倍率の推移
資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

②消費者ニーズの多様化

社会構造や人々のライフスタイル等の変化を反映し、加工食品や総菜といった中食などへのニーズが高まってきています。また、加工・業務用野菜では、大口ロットで定時・定量・定価格などの実需者ニーズに対応できる輸入野菜が円高の影響も受けて増加したことにより、国産の割合は減少傾向にあります。

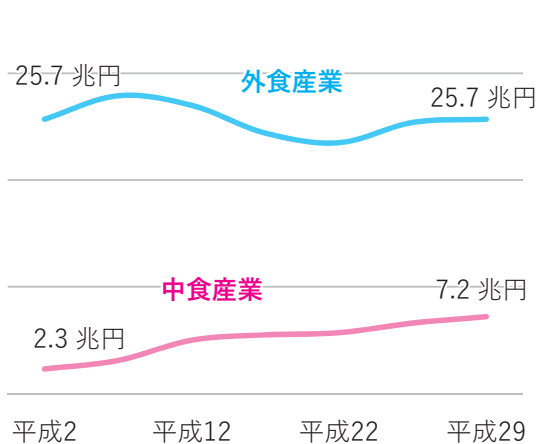


図3. 外食・中食産業の市場規模の推移
資料：一般社団法人日本フードサービス協会「外食産業市場規模推計」

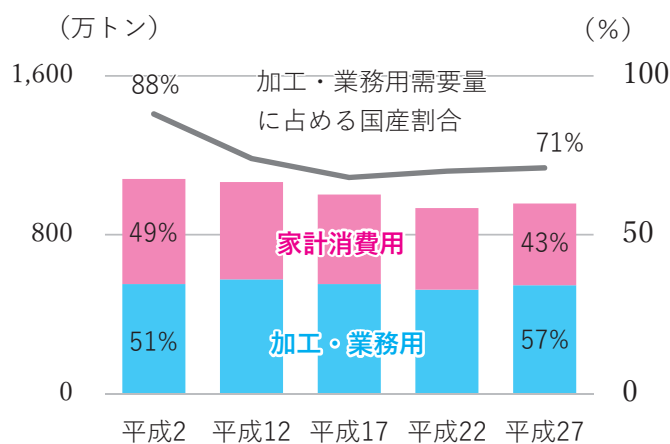


図4. 野菜の用途別仕向量の推移及び加工・業務用需要量に占める国産の割合
資料：農林水産省「加工・業務用野菜を巡る現状」

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
食料・
農業・
農村
を取り
巻く
情勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開
方向

第5章
施策の
重点
項目

第6章
各地域
におけ
る重点
項目の
具体的
な取組

参
考

③観光客などの外国人入国者の増加

「和食」のユネスコ無形文化遺産登録や2020年のオリンピック・パラリンピック開催決定等を契機に、日本への外国人入国者が急増しています。それに伴い、農業分野でもインバウンドによる農業体験や農泊などのビジネスチャンスが拡大しています。

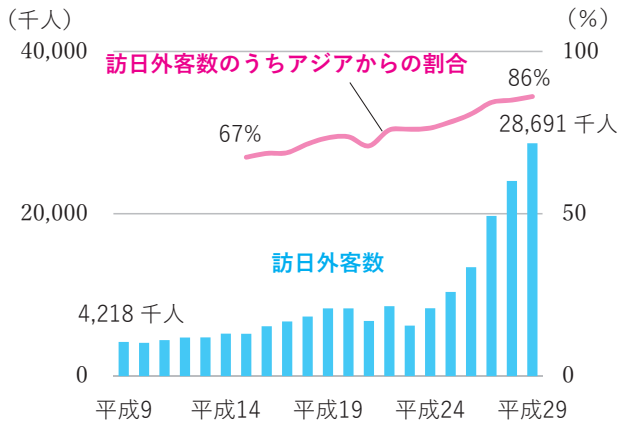


図5. 訪日観光客の推移

資料：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」

※ユネスコ無形文化遺産

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産保護条約に基づき登録される、人から人へ継承される芸能や祭礼、伝統工芸などのこと。

※訪日外客

外国人正規入国者から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のこと。

④国際経済のボーダレス化の進展

我が国では平成31年3月現在、21か国・地域との間で18の経済連携協定が署名・発効済となっています。また、現在、RCEP、日中韓FTA及び日米貿易交渉等の経済連携協定の交渉が進められており、今後、経済連携に向けた動きは更に進展していくものと考えられます。

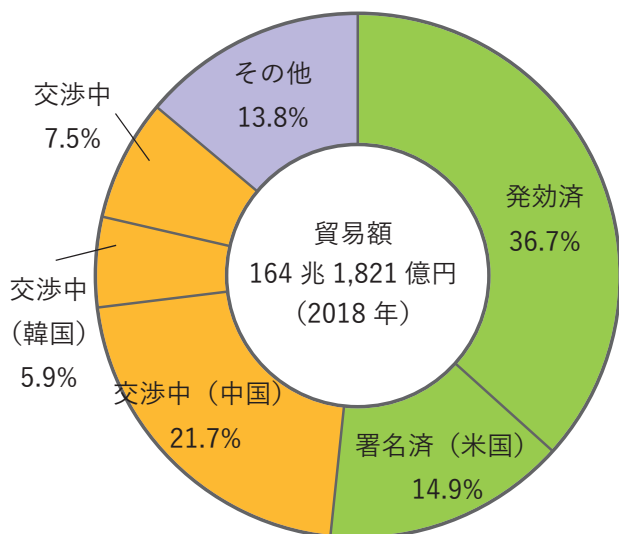


図6. 日本のFTAカバー率

資料：経済産業省「通商白書」

※ RCEP

ASEAN加盟国10か国とそのFTAパートナー国6か国が参加する、東アジアを中心とした広域経済連携協定の構想のこと。

※発効、交渉状況は平成31年3月末時点

※小数第2位を四捨五入のため合計は必ずしも100%とならない。

(3) 佐賀県農業の特徴

佐賀県農業の概要

本県では、温暖な気候や肥沃な土壌など恵まれた自然条件を背景に、意欲ある農業者の創意工夫と高い技術により、平坦地域では主に米や大豆と裏作に麦やたまねぎなどを組み合わせた生産性の高い水田農業が展開され、中山間地域ではみかん等の果樹や肥育牛などが生産されており、近年の農業産出額は1,300億円程度で推移しています。

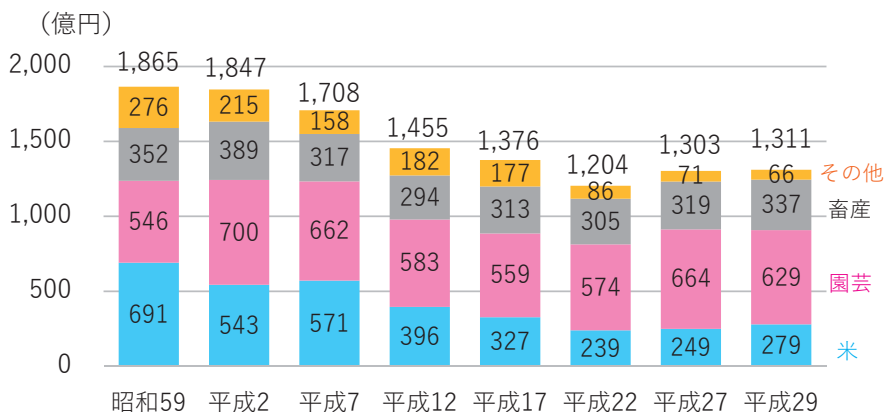


図1. 本県の農業産出額の推移
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

全国に誇れる佐賀の農産物



ハウスみかん生産量 (H30年産) **全国 1位**
 ハウス幸水なし生産量 (H30年産)
 二条大麦生産量 (H30年産)
 大阪市中央卸売市場への和牛出荷頭数 (H30年度)



たまねぎ生産量 (H30年産) **全国 2位**
 アスパラガス生産量 (H30年産)
 れんこん生産量 (H30年産)



小麦生産量 (H30年産) **全国 3位**
 大豆生産量 (H30年産)



米の食味ランキング (H30年産)

特A評価

「さがびより」9年連続獲得
 「夢しずく」2年連続獲得

地域の特性に応じた多彩な農業が展開

平坦部

- 米・大豆に裏作として麦やたまねぎなどを組み合わせた水田農業
- いちごやアスパラガスなどの施設園芸

上場地域などの畑作地域

- ハウスみかんやいちごなどの施設園芸
- 葉たばこ、たまねぎなどの露地園芸
- 肥育牛などの畜産

山間・山麓部

- みかんや梨などの露地・ハウス栽培や茶
- 冷涼な気候を活かしたほうれんそうや花きなどの園芸農業

各地域

- 付加価値を高める農産加工や農家レストラン、農家民宿などの農村ビジネス

第3章 計画の目指す姿

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

参考

T P P等の国際経済連携が進展するなど、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、将来にわたり農業・農村を持続的に発展させていくためには、収量・品質の向上や経営の規模拡大・多角化により所得向上を図るなど「稼げる農業」を確立し、それを実践する担い手を見て新たな担い手が続いていくような好循環を生み出していく必要があります。

特に所得向上については、高い収益が見込まれる園芸農業の推進が重要であり、生産者をはじめとして関係者が一丸となって「さが園芸生産 888 億円推進運動」に取り組む必要があります。

また、佐賀牛やみかんの重要な産地となっている中山間地域の農村では、少子高齢化による担い手の減少や耕作放棄地の増加などが平坦地域よりも進んでいることから、集落や産地の維持・発展に向けた話し合いを促進することにより、課題の抽出やビジョンの作成・実現に向けて、関係機関と連携しながら着実に取組を推進していく必要があります。

このようなことから、今後の農業・農村の振興に当たっては、農業者の方々をはじめ、県民の皆さんや市町、農業団体などと一体となって取り組み、

「農業の担い手が夢と希望を持って働き、稼げる農業を実践している。また、それぞれの地域が人・農地などの資源を活かし、活力ある農村になっている。」

ことを目指します。



<参考>

「さが園芸生産888億円推進運動」

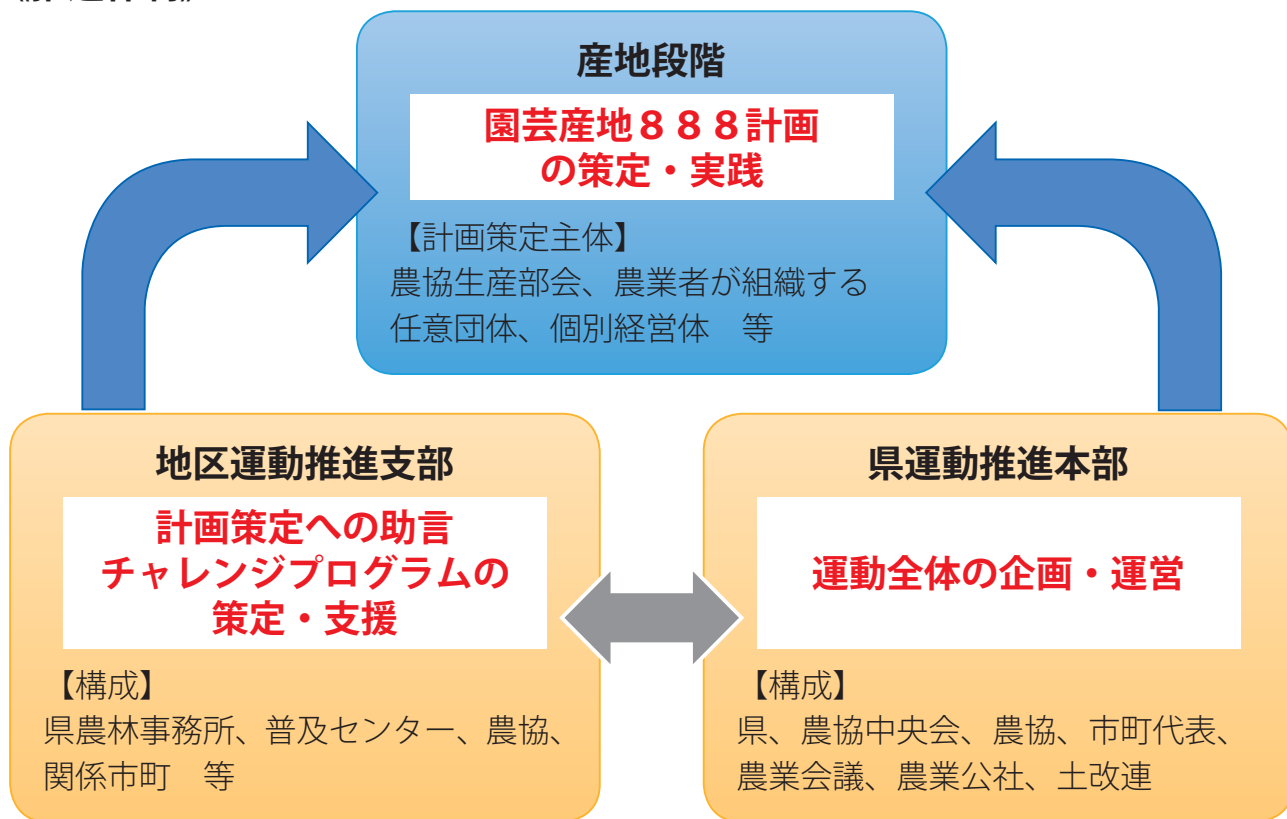
野菜、果樹、花き、茶などの園芸農業の産出額を令和10年までに888億円に拡大することを目標に、令和元年度から県や市町、農協、生産者など関係者が一丸となって「さが園芸生産888億円推進運動」を展開します。

この運動では、農協の生産部会や生産者グループごとに、収量増加や面積拡大などの目標や新規就農者の確保対策などを盛り込んだ「園芸産地888計画」を策定していただき、関係機関が連携して、その実現に向けて栽培技術や経営改善の指導を行います。

さらに、計画を進めていく上で必要となる園芸ハウスの整備や省力化機械の導入、収量・品質の向上のための革新的な取組や新しい産地づくりの取組等に支援することとしています。

- ・園芸農業で稼げる先進的経営体を数多く育成
 - ・その背中を見て、次の園芸農業の担い手が次々と就農
- 園芸産出額の向上（H29：629億円 → R10：888億円）

《推進体制》



I 稼げる農業の確立【農業の振興】

施策の展開方向	推進項目
1 稼げる農業経営体の創出	<ul style="list-style-type: none"> (1) マーケットインによる競争力のある農産物づくり (露地野菜・施設野菜・果樹・工芸作物・花き・畜産・米麦大豆) (2) スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及 (3) 安全・安心な農産物の生産システムの推進 (4) 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大 (5) 労働力不足に対応するための仕組みづくり (6) 農業生産基盤の整備
2 次世代の担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意欲のある新規就農者の確保 (2) 経営力のある担い手の育成や女性農業者の経営参画推進 (3) 優良農地の確保・集約

II 活力ある農村の実現【農村の振興】

施策の展開方向	推進項目
1 農村地域の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中山間地域農業対策の推進 (2) 有害鳥獣被害対策の推進 (3) 快適で安全・安心な農村づくり
2 農村の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進 (2) 食や農業・農村に対する理解促進

I 稼げる農業の確立

1 稼げる農業経営体の創出

(1) マーケットインによる競争力のある農産物づくり

① 露地野菜

【現状】

- たまねぎ、れんこんでは、白石町を中心に全国有数の産地を形成しています。
- 本県の耕地面積の8割を占める水田では、集落営農組織などで米、麦、大豆が主に作付けされていることから、露地野菜の作付けは少ない状況です。
- 畑地に比べて排水性が悪い水田では、露地野菜の生産が難しい状況にあります。
- カット野菜や業務用野菜の需要が高まっていますが、県内では、契約に基づき計画的に生産、出荷する体制が整っているとは言えず、そうした需要に十分に対応できていません。

【課題】

- 園芸農業の産出額を増加させていくためには、露地野菜の作付拡大を進めていく必要があります。
- 水田における露地野菜の生産拡大を図るためには、集落営農法人や個別経営体等において、米、麦、大豆の作付体系に新たに露地野菜を組み入れていく必要があります。
- 露地野菜を安定的に生産、出荷するためには、需要の把握から、契約、生産、出荷、販売に至るまで、全体的な調整を行いながら計画的に進めていく必要があります。

【展開方向】

- 集落営農法人や個別経営体等への露地野菜の新規作付を推進します。
- 加工・業務用需要に対応するため、広域に連携した計画的かつ安定的な生産・販売体制の整備を進めます。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
露地野菜の作付面積	3,280ha	3,780ha	4,280ha

【主な具体的取組】

集落営農法人や個別経営体等への露地野菜の新規作付の推進

- 米、麦、大豆の作付体系に導入しやすい露地野菜の作型の提案や試験栽培の実施
- 定植機や収穫機など省力化機械の導入推進
- 佐賀県の土壌や気候に適した大型機械による一環体系の確立と普及
- 庭先集荷^(※)など生産者が労力をかけずに出荷できる集出荷体制の整備
- 水田の汎用化^(※)のための暗渠排水等の整備の推進
- 安定生産に向けた土づくりの推進

集落営農法人や個別経営体等への露地野菜の新規作付の推進

- 農協、加工業者、県等による計画・安定出荷に向けた体制の整備
- 計画的な出荷のための複数の生産者が広域に連携した生産の推進
- 安定した販売先の開拓と契約栽培の推進



たまねぎの収穫



キャベツの栽培

※庭先集荷

出荷団体が農業者の元まで出向いて生産物の集荷をして回る仕組みのこと。

※水田の汎用化

水田に排水路や暗渠を整備することで、水田でも麦、大豆、露地野菜などの畑作物を栽培できるようにすること。

② 施設野菜

【現状】

- いちご、きゅうり、アスパラガス、トマト、なすなど、県内各地で様々な品目の施設野菜が栽培されています。
- 燃油やハウス部材、肥料などの生産資材価格の高騰によるコスト増などで、収益性が低下しています。
- いちごについては、20年ぶりの新品種「いちごさん」が平成30年産からデビューし、今後、「さがほのか」からの切替えが進みます。
- 飛躍的な収量の増加を可能とする統合環境制御技術^(※)の導入が少しずつ進んでおり、特に、きゅうりでは取組が増えています。
- 施設野菜の1戸当たりの平均経営面積は、横ばいから縮小傾向にあります。

【課題】

- 生産資材価格等が高止まりする中で今後も農業経営を継続していくためには、収益性を高める必要があります。
- 生産性の向上を図るため、統合環境制御技術など最先端技術の導入を進めていく必要があります。
- 所得の向上を図るため、雇用を取り入れながら経営規模の拡大を進めていく必要があります。

【展開方向】

- 収益性を高めるため、収量・品質の向上や低コスト化を推進します。
- 統合環境制御技術など最先端技術の実証と普及を進めます。
- 大規模経営を可能とする栽培体系や栽培様式の研究と普及を進めます。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
いちごの10a当たり収量	4,423kg	4,700kg	5,000kg

※統合環境制御技術

植物の光合成などに最適なハウス内環境にするため、ハウス内の温度や日射量、炭酸ガス濃度などを測定しながら、暖房機や、換気扇、遮光装置などを統合的に活用してハウス内環境を自動制御するシステムのこと。

【主な具体的取組】

収量・品質の向上や低コスト化の推進

- 新品種「いちごさん」の栽培技術の確立と「さがほのか」からの切替えの推進
- 園芸ハウスの低コスト化に向けた離農者ハウスの継承や施設リースの検討
- 脱石油・省石油機械・装置の導入促進

統合環境制御技術など最先端技術の普及推進

- 「いちごさん」に合わせた統合環境制御技術等の開発
- ハウス内環境測定装置の導入による「見える化」の推進
- 熟練者の技術を新規就農者等に継承するラーニングツールの開発
- AI^(※)を活用した無人収穫機等の実証

大規模経営を可能とする栽培体系や栽培様式の研究と普及

- きゅうりの大規模栽培が可能となる栽培方法の研究
- いちごのパッケージセンター^(※)の整備などによる分業化の推進
- 市町や農協と連携した大規模ハウス団地の整備の推進



新品種「いちごさん」の栽培



統合環境制御ハウス

※AI
Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

※パッケージセンター
収穫したいちごのパック詰め作業をいちご生産者に代わり農協等が一括して行う施設のこと。

3 果樹

【現状】

- 中山間地域を中心に、露地みかん、中晩生かんきつ、なし、ぶどう等の地域特性に応じた産地が形成されています。
- ハウスみかんは29年間連続で全国1位(H30)の栽培面積と生産量を誇っています。
- 近年、果実価格は概ね堅調に推移する中、資材費の高騰による収益性の低下や労働力不足による管理作業の不徹底などが顕著になっており、生産者や栽培面積が減少しています。

【課題】

- 他産地に負けない、競争力のある高品質果実を生産する必要があります。
- 意欲ある担い手に優良園地を集積し、「稼げる果樹経営者」を育成する必要があります。
- 担い手の経営体質の強化や、産地を支える新たな担い手を確保する必要があります。

【展開方向】

- 優良品種の普及・拡大や根域制限栽培^(※)等の導入による高品質果実の生産拡大、省力機械・技術の導入による省力化や低コスト化を推進します。
- 優良園地の担い手への集積や園地基盤整備などの取組を進めることで生産性の向上を図ります。
- 就農サポートや経営継承等により産地を支える新たな担い手の確保・育成に取り組み、果樹産地の維持・発展につなげます。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
果樹産地再興モデル地区 ^(※) の設置数 (累計)	5 地区	9 地区	15 地区

※根域制限栽培

不織布や防根シートで一定程度隔離された培地に樹を植栽することで、養水分吸収を適正範囲に制御しながら品質を向上させる栽培方法のこと。

※果樹産地再興モデル地区

担い手への優良園地集積に先行的に取り組む地区のこと。

【主な具体的取組】

果実の高品質化や省力・低コスト化の推進

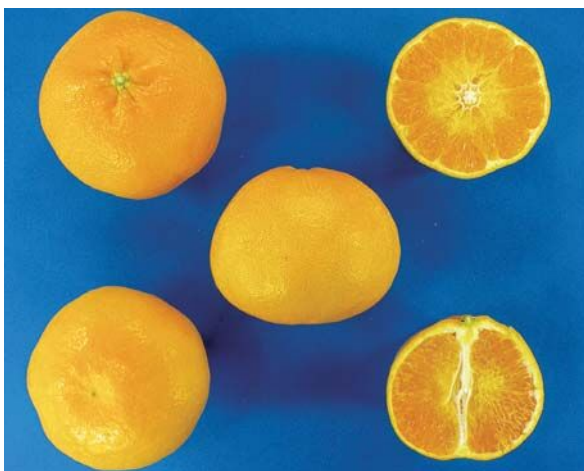
- 根域制限栽培やジョイント仕立て栽培^(※)などの、省力化や高品質果実生産が可能な栽培技術の導入推進
- 佐賀県で育成したカンキツ品種「佐賀果試 35 号」等の優良品種の導入や収益性の高い品目への転換の推進
- 消費者ニーズに即した本県独自品種の開発・普及
- 省エネ装置や省力機械・技術等の導入による低コスト化対策の推進

優良園地の集積や園地基盤整備等の推進

- 園地流動化計画等を基礎とした、計画的な担い手への園地集積の推進
- 傾斜の緩和や園内道整備等の園地基盤整備による生産性の向上
- 収穫作業の支援組織の育成など労働力調整の仕組みづくりの推進

産地を支える新たな担い手の確保・育成

- 就農サポートや経営継承等による新規就農者の確保・育成
- 雇用の導入による規模拡大や法人化を目指す経営体の育成
- 果樹を主体とした企業参入の推進



新品種「佐賀果試 35 号」



みかんの根域制限栽培

※ジョイント仕立て栽培

神奈川県で開発された、樹と樹をつなげて早期成園化を目指す栽培法のこと。苗を密植で植えるため成園化が早く、未収益期間を短縮できるとともに、樹形が単純化されて整枝剪定が容易になる等の効果がある。

④ 工芸作物 i 茶

【現状】

- 「うれしの茶」は、蒸し製玉緑茶^(※)や釜炒り茶^(※)といった特徴のある茶の銘柄として知られています。
- 茶は中山間地域における重要な品目ですが、生産者の減少や高齢化等により栽培面積が減少しています。
- 肥料等の生産資材価格の高騰により、農家経営の収益性が低下しています。
- 連年の被覆による樹勢の低下や過剰施肥や踏圧による土壌条件の悪化、近年の気象変動などにより、収量や品質が低下しています。
- 生活様式の変化等により清涼飲料やペットボトル茶などの消費が拡大し、茶葉の需要が減少しているため、荒茶^(※)価格が長期にわたり低迷しています。

【課題】

- 大規模経営や契約販売等を行う経営感覚に優れた次世代を担う生産者を育成する必要があります。
- 樹勢の低下や気象変動などに対応した持続性のある茶園づくりを行う必要があります。
- 蒸し製玉緑茶や釜炒り茶といった特徴を最大限に活かしつつ、一層の需要の拡大に取り組む必要があります。



茶の栽培

【展開方向】

- 収益性の高い茶業経営を確立し、次世代を担う生産者を育成します。
- 樹勢低下や気象変動に対応した持続性のある茶園づくりを推進します。
- 「うれしの茶」の需要拡大や新たな商品づくりに取り組みます。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
一番茶販売単価の全国比 ^(注)	97.2	100	105

注) 一番茶緑茶平均(全国) 価格と西九州茶農業協同組合連合会扱いの一番茶平均から算出(直近5中3平均)。

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
を食料
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
における
重点項
目の具
体的な
取組

参
考

【主な具体的取組】

収益性の高い茶業経営の推進による次世代を担う生産者の育成

- 生産から製茶・販売までの一貫経営を行う生産者の育成
- 基盤整備を含む茶園の改良や自動・省力機械の導入等による効率的な生産体制の整備
- 雇用の導入による大規模化や法人化、担い手への茶園の利用集積の推進

樹勢低下や気象変動に対応した持続性のある茶園づくり

- 計画的な改植による茶園の若返りや優良品種への転換促進
- 連年被覆による樹勢低下や気象変動に対応した樹勢強化技術等の開発・普及

「うれしの茶」の需要の拡大や新たな商品づくり

- 高品質なかぶせ茶^(※)の取組拡大と生葉の状態に応じた的確な製茶技術の徹底による荒茶及び仕上げ茶^(※)生産の推進
- ウーロン茶、和紅茶、粉末茶、フレーバーティー等多様化する消費者ニーズに対応した新たな商品づくりの推進
- 輸出を視野に入れた栽培管理（病虫害対策、GAP等）と輸出先の消費形態などに対応した新たな商品づくりの推進
- 「うれしの茶」愛飲につながる販売促進活動の推進

※蒸し製玉緑茶

生葉を蒸して加工した後、まっすぐに整える工程（精揉）がないため、茶葉が丸い形をしており、若く柔らかい芽（みる芽）を摘みとって製茶されることから、さわやかな香りとコクのあるうま味が特徴の茶のこと。

※釜炒り茶

鉄製の釜で茶葉を炒って仕上げた丸い形で、釜香と呼ばれる独特の香ばしい香りが特徴の茶のこと。

※荒茶

茶の製造工程は「荒茶」までと「仕上げ」の2つに分けられ、荒茶は、摘採した茶葉を揉みながら乾燥させた、まだ、茎、粉、大きな葉などが混在し、水分が5%程度含まれている状態の茶のこと。

※かぶせ茶

摘採期前に1～2週間にわたって、化学繊維、よしず、むしろ等で簡易な遮光をした茶園から摘採した茶葉で製造した茶のこと。

※仕上げ茶

荒茶を更に乾燥させ、茎等を取り除いて仕上げたもの。

④ 工芸作物 ii 葉たばこ

【現状】

- 上場地域を中心に栽培されており、畑作農業における重要な基幹作物となっています。
- 一戸当たりの生産面積は全国2位と大きく、担い手の経営の柱となっています。
- 梅雨時期の曇雨天や台風等により作柄が左右されるため、品質、収量が不安定となっています。
- 健康に関する意識の高まりや喫煙規制等の社会情勢の変化により、需要が減少しています。

【課題】

- 品質、収量の安定化により、生産農家の所得向上を図る必要があります。
- 機械化の推進により、作業の省力化を図る必要があります。

【展開方向】

- 情勢の変化に的確に対応しながら、取引先に信頼される葉たばこ栽培と品質・収量の安定化を推進し、担い手の経営体質の強化を図ります。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
葉たばこの10a当たり収量	230kg	240kg	250kg

【主な具体的取組】

高品質な葉たばこの安定生産等による担い手の経営強化

- 適切な栽培管理の徹底による品質や収量の向上
- 堆肥施用による土づくりや排水対策の徹底等による安定生産
- 定植機等の導入による作業の省力化



葉たばこの栽培

5 花き

【現状】

- バラ、キク、ユリ、トルコギキョウ等の切り花を中心に、シクラメン等の鉢物、花壇用苗ものなど、多彩な品目が栽培されています。
- 若い担い手が経営面積の拡大を進めています。
- 生産資材価格の高騰などにより、農家経営の収益性が低下しています。
- 生活様式の変化等により花きの需要が減少する中、国内外の産地間競争が激化しています。

【課題】

- 優良品種の導入や栽培しやすい品目の新規作付を推進する必要があります。
- 高品質化や低コスト化を進め、生産者の収益性向上を図る必要があります。
- 消費者に対して県産花きの需要拡大を図る必要があります。

【展開方向】

- 産地間競争に負けない花づくりや露地花きの新規作付を推進します。
- 環境制御装置等の導入により高収量・高品質化や低コスト化を進め、生産者の収益性の向上を図ります。
- PR活動や教育現場での花育^(※)などにより、県産花きの需要拡大を図ります。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
主要花き ^(※) 1戸当たりの施設栽培面積	35 a	38 a	42 a

【主な具体的取組】

産地間競争に負けない花づくりと新規作付の推進

- 優良品種の導入及び県オリジナル品種の開発・普及
- ホオズキやシンテッポウユリなどの露地で栽培しやすい品目の作付推進

担い手の経営体質の強化

- 雇用型経営体の規模拡大の推進
- 環境制御装置の導入推進と栽培管理方法の確立・普及

県産花きの需要拡大

- イベント等による県産花きのPR
- 子供の頃から花への関心を高めるための花の教室の実施



花の教室

※花育

花を教材に、子供の頃から花に親しむことによって、心を豊かにしていこうとする取組のこと。

※主要花き

バラ、キク、ユリ、トルコギキョウ、カーネーションのこと。

6 畜産

【現状】

- 依然として肥育素牛価格や配合飼料価格が高値で推移していることから、畜産経営の環境は厳しい状況にあります。
- 畜産農家、特に肉用牛の繁殖農家の多くが65歳以上であり、農家戸数は減少傾向にあります。
- 現在の食肉センターは老朽化が進んでおり、また、輸出対応施設として認定されていません。
- 高病原性鳥インフルエンザが県内で2度発生（H27.1月、H29.2月）しており、CSF（豚コレラ）が26年ぶりに国内で発生しています。

【課題】

- 県内の肥育素牛の生産拡大に取り組む必要があります。
- 稼げる畜産経営を展開するためには、経営規模の拡大や生産コストの低減、生産性向上の取組等を一層強化する必要があります。
- 高品質な県内畜産物の需要を拡大するため、国内外の市場や実需者が求める高度な食肉処理が可能となる施設を整備する必要があります。
- 悪性の家畜伝染病を発生させないよう農場の防疫対策を徹底し、万一発生した場合は、まん延を防止するため迅速な防疫措置を講じる必要があります。

【展開方向】

- 肉用牛の繁殖基盤を強化します。
- 高品質な畜産物の生産とコストの低減、生産性の向上を推進します。
- 高度な衛生管理を備え、輸出にも対応可能な食肉処理施設を整備します。
- 悪性の家畜伝染病の防疫対策を徹底します。



キャトルステーション

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
肥育素牛の県内自給率	28.6%	30.7%	33.3%

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

参考

【主な具体的取組】

肉用牛繁殖基盤の強化

- 優良な繁殖雌牛の導入や牛舎等の施設整備の推進
- 繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営^(※)の取組推進
- キャトルステーション^(※)やブリーディングステーション^(※)の整備の推進

高品質化・生産性向上低コスト化等の取組

- 肉質向上等に優れた県産種雄牛の作出及びゲノム育種価^(※)の活用による家畜改良の推進
- 高能力雌牛（和牛・乳牛）の導入による牛群改良の推進
- 乳量、乳質の改善のための牛群検定^(※)の推進
- AI、IoT等の先端技術を活用した省力化機械の導入推進
- 和牛、乳牛における分娩間隔短縮の取組推進
- 暑熱対策など飼養環境改善による生産性向上の取組推進
- 肉用牛の肥育期間短縮技術の確立・普及
- WCS（稲発酵粗飼料）専用品種の普及等による自給飼料の生産拡大と利用推進
- 堆肥の利用促進に向けた良質堆肥製造体制づくりの推進



県産種雄牛「誠華山」

輸出可能な食肉処理施設の整備

- EU、米国等への輸出が可能な牛処理施設やHACCP^(※)を基本とした高度な衛生管理ができる豚処理施設の整備の推進

輸出可能な食肉処理施設の整備

- 鳥インフルエンザやCSF（豚コレラ）等の病原体の農場侵入防止のための飼養衛生管理基準の遵守徹底
- 万一の発生に備えた防疫演習の実施や全庁的な危機管理体制の整備の推進

※繁殖肥育一貫経営

子牛価格変動の影響を緩和し経営の安定化を図るために、繁殖（肥育素牛の生産）と肥育（肥育素牛を仕入れて肉牛として出荷するまでの育成）を1つの経営体で一貫して行う経営のこと。

※キャトルステーション

繁殖農家が生産した子牛を預かり、子牛市場に出荷するまでの期間を、農家に代わって一括して育てるための子牛育成施設のこと。

※ブリーディングステーション

繁殖雌牛の種付けから分娩までの各過程を農家に代わって実施することにより、受胎率の向上や農家の労働力軽減を図るための繁殖支援施設のこと。

※ゲノム育種価

遺伝子情報を活用して牛の遺伝的能力を推定する技術のこと。

※牛群検定

検定員が、毎月、酪農家が飼養する乳牛の乳量や飼料給与状況、繁殖成績などのデータを集計分析して、飼料給与や繁殖管理の改善指導を行うことで生産性の向上に役立てる仕組みのこと。

※HACCP

食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できるよう連続的に管理して安全を確保する管理手法のこと。

⑦ 米・麦・大豆

【現状】

- ほ場や共同乾燥調製施設等の条件整備が進み、米、麦、大豆等を組み合わせた生産性の高い農業が展開されています。また、農地の高度利用や機械・施設の有効利用により、水稻は全国トップクラスの低コスト生産を実現し、水田の耕地利用率^(※)は日本一を継続しています。
- 国による米政策の見直しにより、平成30年産から行政による米の生産数量目標の配分がなくなりました。
- 日本穀物検定協会が行う米の食味ランキングにおいて、「さがびより」が9年連続、「夢しずく」が2年連続で最高位の特A評価を獲得しています。
- 平坦地域では、認定農業者や集落営農法人などへの農地の集積は進んでいますが、多くの農地は未だに分散しています。また、中山間地域では、農業者の高齢化や減少が著しく、農地や農作業の受け皿となる組織が不足している状況です。

【課題】

- 消費者や実需者^(※)が求める品質に優れた米・麦・大豆を安定的に生産していく必要があります。
- 平坦地域では、農地の利用調整を図り、担い手への農地集積・集約を進めることで経営基盤を強化していく必要があります。
- 中山間地域では農作業の受け皿となる組織の育成が必要です。

【展開方向】

- 消費者や実需者をより一層意識した選ばれる米・麦・大豆づくりを推進します。
- 担い手の経営基盤強化と水田フル活用による効率的で安定的な生産体制の確立を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
水田の耕地利用率	143.3%	140% 以上	140% 以上

※水田の耕地利用率

耕地（田）をどれだけ有効活用しているかを判断する指標で、1年間の作付延べ面積 / 耕地面積（田）× 100 で算出される。

※実需者

米の卸売業者や小麦の製粉会社、豆腐製造業者など、米・麦・大豆を取り扱う流通業者や加工製造業者のこと。

【主な具体的取組】

消費者や実需者をより一層意識した選ばれる米・麦・大豆づくり

- 地域の特徴を生かしたこだわりや物語のある米づくりの推進
- 「さがびより」などの米の食味ランキング特A継続のための栽培技術の普及・定着の推進
- 麦や大豆の高品質・安定生産のための栽培技術の普及・定着の推進
- 共同乾燥調製施設の再編や色彩選別機などの導入による高品質・安定供給体制の整備の推進
- 消費者や実需者のニーズを踏まえた良食味米や製パン適性に優れた小麦などの新たな品種の導入や生産拡大、新品種の開発
- トレーサビリティ・システム^(※)やGAP^(※)の一層の取組拡大

担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立

- 水田をフル活用し、主食用米に需要のある大豆、麦、飼料用米や酒造好適米等を適切に組み合わせた生産の推進
- 水稻の短期苗育苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起播種技術等の導入推進
- 大規模農家や集落営農組織の農地の交換による集約化の推進
- 中山間地域における集落営農法人や農作業受託組織、広域的な組織の設立の推進



「さがびより」の現地研修会



収穫期を迎えた二条大麦

※トレーサビリティ・システム

生産、処理・加工、流通・販売等の各段階における食品（農産物）に関する情報（例えば、農薬散布履歴や添加物の使用状況など）を追求し、遡及できるシステムのこと。

※GAP（農業生産工程管理）

農産物を作る際に適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組のこと。

(2) スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及

【現状】

- 生産現場が直面する課題に速やかに対応するため、新品種・新技術の開発に取り組んでいます。
- その主な成果として、
 - ・果実の色が濃く、収量が多いいちごの新品種「いちごさん」の開発
 - ・食味が良好な中晩生カンキツの新品種「佐賀果試 35 号」の開発
 - ・いちごのCO₂施用による高収量化技術の開発
 - ・たまねぎに深刻な被害を及ぼす「べと病」の防除技術の開発
 - ・うれしの茶の成分特性の解明
 - ・肉用牛の肥育期間短縮技術の開発
 などがあります。
- また、中長期的な視点で、ある程度のリスクはあるものの、先んじて取り組むべき試験研究についても推進しています。

【課題】

- 将来を見据え、近年注目されているAIやIoT^(※)を活用するなどして、大幅な省力化技術や飛躍的な収量向上技術の研究開発に取り組む必要があります。
- 現場の課題を踏まえ、低コスト化や大規模化、収量・品質向上のための技術開発を進める必要があります。

【展開方向】

- AIやIoT等を活用したスマート農業を推進します。
- 低コスト化や規模拡大、品質向上のための新品種・新技術の開発を推進します。
- 開発した新品種・新技術について、普及組織や農業団体等と連携して普及を推進します。

※IoT

Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

【主な具体的取組】

A I や I o T 等を活用したスマート農業の推進

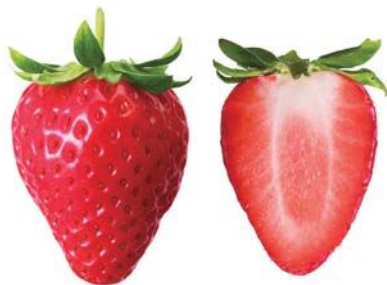
- I o T やロボット等を活用した農作業の効率化・負担軽減につながる新技術の開発
- 大区画化した水田における最新スマート農機^(※)を活用した生産技術の開発
- 茶生産情報管理ソフト^(※)を活用した茶の高品質生産技術の開発
- A I 等を活用した肉用牛の発情検知や分娩予測技術の開発

低コスト化、規模拡大、品質向上のための研究開発の推進

- 飛躍的な収量・品質の向上を実現する施設園芸の統合環境制御技術の確立
- 機械化等による高収益な畑作営農システムの開発
- ハウスミカンの環境制御による高収量化技術の開発
- うれしの茶の特徴の把握による高付加価値茶生産技術の開発
- 牛肉の食味を向上させるための飼養管理技術の開発

開発した新品種・新技術の導入・普及

- 「いちごさん」や「佐賀果試 35 号」に適した栽培技術の確立と普及
- 農業団体、普及組織等との連携強化による研究成果の速やかな普及



新品種「いちごさん」



新品種「佐賀果試 35 号」



いちごの統合環境制御技術による高収量化生産の研究



ドローンによる農薬散布

※スマート農機

A I ・ I o T 等により自動走行や生育データの収集などが可能な農業機械のこと。

※茶生産情報管理ソフト

地図情報や標高といった園地情報や作業適期等を管理するソフトのこと。

(3) 安全・安心な農産物の生産システムの推進

【現状】

- 農薬や動物用医薬品、飼料等の適正な使用と使用履歴の記帳の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システムの実施、農産物の生産工程を管理するGAPの取組の推進により、安全・安心な農畜産物の生産システムが浸透しつつあります。
- 有機栽培等の環境保全型農業^(※)は、一般的な農業と比べて、収量、品質が不安定となる傾向があります。

【課題】

- 県産農産物に対する消費者の信頼を一層高めていくためには、安全・安心な農産物の生産に今後とも取り組む必要があります。
- 有機栽培等の環境保全型農業に取り組む農家の経営安定を図る必要があります。

【展開方向】

- 農薬等の使用履歴記帳の徹底や使用済農業用プラスチックの適正処理、農産物の生産工程を管理するGAPの取組を推進します。
- 米や牛肉のトレーサビリティ・システムの確実な実施などにより、食の安全と消費者の信頼向上に努めます。
- 環境負荷が少なく持続性の高い環境保全型農業の取組を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
GAPに取り組む産地の割合	22%	70%以上	70%以上

※環境保全型農業

土づくりを基本として、化学肥料と化学合成農薬の使用を低減し、環境への負荷を低減する農業（有機栽培や特別栽培など）のこと。

【主な具体的取組】

農薬等の適正使用とGAPの取組拡大

- 農薬等の適正使用の徹底と生産者に対する指導、啓発、情報提供や指導者を対象とした研修会等の開催
- 使用済農業用プラスチックの適正処理を進めるための協議会の開催や啓発活動の実施
- GAPの取組拡大に向けた研修会等の開催や輸出を目指した国際水準GAPの認証取得の推進

トレーサビリティ・システムの確実な実施

- 米におけるトレーサビリティ・システムの啓発活動や国と連携した巡回・立入調査の実施
- 牛肉におけるトレーサビリティ・システムの啓発活動等の実施

環境保全型農業の取組推進

- 環境保全型農業の取組に必要な機械・施設の導入推進
- 化学合成農薬に代わる病害虫防除技術の普及
- 収量・品質を確保するための環境保全型農業の栽培技術の普及
- 商談機会の創出等による有機農産物^(※)や特別栽培農産物^(※)などの販路開拓に対する支援
- 消費者に対する環境保全型農業の理解促進



農薬が適切に使用されているか確認するための農薬分析調査



GAPの取組拡大のための現地研修会

※有機農産物

土づくりをしながら、播種又は植え付けの2年（果樹等では収穫前3年）以上前から化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本として、有機農産物検査認証制度に基づき認定を受けた生産者等の取組により栽培された農産物のこと。

※特別栽培農産物

農産物の栽培期間中、県内の一般的な栽培方法（いわゆる慣行栽培）に比べ、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を5割以下に低減して栽培された農産物のこと。

(4) 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大

【現状】

- 佐賀牛やハウスみかん、いちご等は、国内市場で一定の評価を受け、ブランド化が図られています。
- 海外においては、佐賀牛が香港でブランド牛としての評価を得てアジア地域を中心に輸出が伸びているほか、青果物も香港等に輸出されています。
- 全国でも農産物のブランド化や輸出拡大が進展していることから、国内外ともに産地間競争が厳しさを増しています。

【課題】

- 国内外の厳しい産地間競争に勝ち残っていくためには、更に認知度を高めブランド力に磨きをかけていく必要があります。
- 生産者の輸出に対する関心を高め、輸出に向けて取り組む生産者を増やしていく必要があります。
- 更なる輸出促進を図るためには、専門ノウハウを生かした支援の強化に取り組むとともに、輸出先国の輸入規制緩和等に向けた対応を行う必要があります。

【展開方向】

- 魅力ある他の県産品との連携や一体的なPRに努めながら、国内外における認知度やブランド力の更なる向上に向けて取り組みます。
- 国内の大都市圏を中心に販路の拡大を図ります。
- 生産者の輸出への取組意欲の向上を図ります。
- JETRO（日本貿易振興機構）及びさが県産品流通デザイン公社等の専門機関による輸出支援の強化に取り組みます。
- 輸出先国の輸入制限の緩和等に向けた対応を行います。

【成果指標】

項目	基準 ^(注)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
東京都中央卸売市場におけるいちご主要産地の平均単価との対比	85%	100%	100%
牛肉の輸出量	56t	77t	107t

注) 基準は2015～2018年度の平均値

【主な具体的取組】

国内外における認知度やブランド力の更なる向上

- 「いちごさん」など新品種の戦略的かつ集中的な広報及び販路開拓
- 高級ホテル・レストラン等におけるフェア開催、トップセールスなど国内外における効果的なプロモーションの実施
- テレビや新聞等のマスメディア、SNSを活用した広報の実施

国内の大都市圏等での販路拡大

- 首都圏等の卸・仲卸等と連携した、年間を通じて県産農産物を取り扱う店舗づくりの推進
- 百貨店やスーパー等における試食宣伝などの販売促進活動の展開
- 高級ホテル・レストラン等への食材提案など営業活動の実施

生産者の輸出意欲の向上

- 生産者向け輸出促進セミナーの開催や輸出関連情報の発信
- 生産者による輸出先国の市場調査や海外輸入業者等との意見交換、現地フェア参加等の推進

専門機関による輸出支援の強化

- 新たなビジネスパートナーの発掘及び海外輸入業者の産地招聘等による商流の構築
- 専門ノウハウを生かした販売促進活動など、きめ細かなサポートの実施

輸出先国の輸入制限緩和等に向けた対応

- 輸出相手国への輸入規制緩和や残留農薬基準値設定などの国への働きかけ
- 地域団体商標^(※)や地理的表示(GI)^(※)等の登録による知的財産の保護



「いちごさん」の販売促進



香港の牛肉バイヤー招聘

※地域団体商標
地域名と地域特産の商品名からなる商標のこと。

※地理的表示(GI)
地域の伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている商品の名称のこと。地理的表示保護制度により知的財産として登録・保護される。

(5) 労働力不足に対応するための仕組みづくり

【現状】

- 人口減少に伴い、農業においても労働力不足が深刻化しています。
- 定植や収穫などの繁忙期が特定の時期に集中するため、個々の生産者では、雇用の確保が難しくなっています。
- 雇用型経営体^(※)が少ないため、雇用に関するノウハウを持っている生産者が限られています。
- AIやIoTを活用し、農作業を省力化・無人化するなどの技術革新が急速に進んでいます。
- 雇用を前提とした作業となっておらず、作業工程が複雑であったり、働きやすい環境になっていない場合が多く見られます。

【課題】

- 雇用を希望する生産者のニーズに対応する必要があります。
- 他産業との人材獲得競争の中で農業が選ばれるようにする必要があります。
- 農作業を省力化、無人化するAIやIoTを活用した機械・装置の導入を図る必要があります。
- 女性や高齢者、障害者など幅広い層が、農作業に従事できるような環境づくりを進める必要があります。

【展開方向】

- 外国人材を含む労働力の確保や労働力を調整する仕組みづくりを推進します。
- 他産業との人材獲得競争の中で農業が選ばれるために農業の働き方改革を推進します。
- 農作業を省力化、無人化するAIやIoTなどを活用した機械等の実証と普及を推進します。
- 女性や高齢者など幅広い層が、働きやすい環境づくりや作業しやすい方法の開発・普及を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
人手不足であると回答した農家の割合	50% ^(注)	40%	30%

注) 2018年に県園芸課が308経営体を対象にした調査で、「労働力の確保に困っている」と回答した割合。

※雇用型経営体
雇用を入れて農業経営を行う経営体のこと。

【主な具体的取組】

労働力の確保・調整の仕組みづくりの推進

- 労働力不足の実態把握とその解消に向けた取組の推進
- 外国人材の活用方法や受入れ体制の検討
- 生産者や選果場間での雇用者を融通する仕組みづくりの推進
- 農業団体と人材派遣会社等との連携による労働力確保の推進

農業の働き方改革推進

- 経営方針や役割分担、労働環境を明確化するための家族経営協定の締結推進
- ワークライフバランスの確保に向けた省力化や業務改善の推進
- 雇用型経営体における従業員の職場環境の改善

農作業を省力化・無人化する機械等の実証と普及

- 無人トラクターや収穫ロボットなどAI・IoT等を活用した最先端機械等の実証、導入推進
- 露地野菜での大型収穫機等を組み入れた新たな機械化一貫体系の導入推進

高齢者や女性、障害者などが働きやすい環境づくりや作業しやすい方法の開発・普及

- 休憩施設の整備や柔軟な労働時間の導入など働きやすい環境の整備推進
- 雇用を前提とした農作業の単純化や工程の見える化の推進
- 農福連携^(※)に関連する機関や団体とのネットワークの構築



社会保険労務士による職場環境改善に関する研修



女性農業者による働きやすい環境づくりのための検討会

※農福連携

障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組のこと。

(6) 農業生産基盤の整備

【現状】

- 農業用水が安定的に確保された地域が広がりつつありますが、まだ不足している地域があります。
- 農業水利施設の老朽化により機能低下が進み、維持管理に係る労力や経費が増大しています。
- 農家の減少に伴い、農業水利施設の維持管理費に対する農家の負担が増加し、適切な施設管理が困難になりつつあります。
- 農業水利施設等を管理する土地改良区^(※)の組合員や職員が減少し執行体制が脆弱化していることや、農地所有者が組合員となっている土地改良区が多く耕作者の意見が反映されにくいなど、適切な管理が困難になりつつあります。
- ほ場整備後、期間が経っている地域において、排水不良な農地があります。
- 基盤整備が不十分な農地は担い手への集積が進まず耕作放棄地になることがあります。
- 農業情勢等の変化に伴い、耕作放棄地^(※)が点在していることなどにより、既存の農業水利施設を効率的に活用できない地域があります。

【課題】

- 農業用水が不足する地域については、引き続き対策工事を実施する必要があります。
- 老朽化した農業水利施設の適期・適切な補修及び更新整備を行う必要があります。
- 農業水利施設の維持管理に係るトータル経費の低減に向けた取組を進める必要があります。
- 土地改良区の体制強化や耕作者の意見が適切に反映される土地改良区の運営を確立する必要があります。
- 農地の汎用化や大区画化など、担い手の多様なニーズに合った基盤を整備する必要があります。
- 地域が目指す農業の将来像の実現に向けて、それぞれの地域に合った農業水利施設の効率的な管理や効果的な活用を行う必要があります。

【展開方向】

- 農業用水の安定確保や施設の適切な管理及び施設管理の省力化を推進します。
- 水田の汎用化に必要な暗渠排水の整備を推進します。
- 担い手への農地の集積・集約に必要な農地整備を推進するとともに、農業水利施設等の管理の効率化に向けた整備を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
農地・農業水利施設の効率化等に取り 組む地区数（累計）	6 地区	15 地区	30 地区

【主な具体的取組】

農業用水の安定確保と施設の適切な管理

- 農業用水の確保に向けた用水路及び揚水機場等の農業水利施設の整備推進
- 農業水利施設の機能診断に基づく、農業用ダム、用排水路及び揚水機場等の農業水利施設の補修・更新
- 土地改良区への巡回指導等による役職員への助言・指導の強化
- 改正土地改良法に対応した複式簿記導入等の研修・指導の実施

水田の汎用化の推進

- 園芸作物の作付拡大や生産性向上に向けた暗渠排水の整備推進

農地・農業水利施設の効率化

- 担い手への農地の集積・集約に向けた畦畔除去等の耕作条件の整備及び農地整備の推進
- 地域の実態や地域が目指す農業の将来像を踏まえた農業水利施設の再編整備の推進
- 水田管理の省力化に向けた農業水利施設のICT化の推進



基盤整備実施後の樹園地



農業用水の安定確保

※土地改良区

土地改良法により、一定の地区内では場整備や農業用ため池や水路等の水利施設の維持・管理を行う組織のこと。

※耕作放棄地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

2 次世代の担い手の確保・育成

(1) 意欲のある新規就農者の確保

【現状】

- ここ数年、新規就農者数が目標の年間180人を下回っており、品目によっては、産地規模の縮小が懸念されます。
- 地域が主体となって取り組む、新たな担い手の育成システムである「トレーニングファーム^(※)」を県内4カ所にモデルとして設置しました。
- アスパラガスやきゅうりなどの品目では、トレーナー制^(※)を取り入れて新規就農者の確保・育成に取り組む生産部会が出てきました。
- 農業分野以外からの新規参入や定年退職者が就農を希望する相談事例が増加してきました。

【課題】

- 新規就農者数について、目標の年間180人を確保する必要があります。
- 将来にわたって、佐賀県農業を支える担い手を確保・育成していく必要があります。

【展開方向】

- 親元就農はもとより、Uターン^(※)就農や定年退職者など幅広い就農ルートから意欲ある人材を確保します。
- 意欲ある新規就農者を地域が主体となって確保・育成していくシステムの構築を推進し、新規就農者の早期の経営安定を促進します。また、それにより高い経営力を持つ農業者等の育成を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
新規就農者数	161人	180人	180人

※トレーニングファーム

市町や農協、生産部会など地域が主体となって、就農希望者の募集から研修、就農まで一体的に支援する担い手育成システムのこと。

※トレーナー制

生産部会等のベテラン農家が新規就農者に対して、栽培技術や経営ノウハウのアドバイスをを行う制度のこと。

※Uターン

Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンは地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること。Iターンは都市から地方へ移住すること。Jターンは地方から大都市へ移住した後、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

【主な具体的取組】

幅広いルートからの意欲ある人材の確保

- 就農相談会や各地域の就農相談窓口を通じた新規学卒、U・I・Jターン、定年退職者などの幅広いルートからの就農促進
- 就農希望者や移住希望者を対象とした就農体験の実施
- 農業に関心のある社会人等を対象とした就農セミナーの開催
- 農業の魅力を伝えるための意欲ある若手農業者の紹介や農家のライフスタイル等の情報発信

新規就農者の定着推進

- トレーニングファームの運営支援及び他地域への展開
- 生産部会におけるトレーナー制の導入推進
- 経営開始に必要な機械導入や施設整備等の推進
- 各種施策を活用した農業法人等への就農の促進
- 新規就農者に対する農地あっせん体制の整備や、施設・機械の継承に向けた仕組みづくりの推進
- リース式園芸団地の設置推進など、トレーニングファームでの研修修了生等に対する就農支援の実施
- 農業次世代人材投資資金等を活用した就農のための栽培・経営技術の習得等支援の実施



「新・農業人フェア」での就農相談



トレーニングファームでの研修

(2) 経営力のある担い手の育成や女性農業者の経営参画推進

【現状】

- 平坦地域では、集落営農組織と大規模経営農家が水田面積の大部分を担う生産構造ができています。
- 担い手不足などの課題を抱えながらも、集落営農の法人化に向けた話合いが進まない地域が多く見られます。
- 中山間地域では、農地や農作業の受け皿となる担い手が不足しています。
- 経営発展に意欲のある農業者や組織は、規模拡大、雇用型経営、新規品目の導入、経営の多角化に取り組んでいます。
- 経営発展に意欲的な女性農業者は、新たなネットワークづくりや6次産業^(※)化などの経営の複合化に取り組んでいます。女性農業者の経営参画やネットワーク構築の程度には地域差があります。

【課題】

- 集落営農の法人化を進めていくとともに、法人化した集落営農組織を、継続的、安定的な経営体として発展させていく必要があります。
- 地域の実情や課題に応じた農地や農作業の受け皿づくりを進める必要があります。
- 将来にわたって本県農業を支える担い手の経営力を一層強化する必要があります。
- 地域の重要な担い手である女性農業者の経営参画を推進する必要があります。

【展開方向】

- 集落営農の法人化や設立された集落営農法人の経営発展及び地域の実情に応じた組織づくりを推進します。
- 農業法人や雇用型経営体などの高い経営力を持つ農業者等の育成を推進します。
- 女性農業者の技術・知識習得等の経営力向上と地域内外での女性農業者のネットワーク構築を支援し、女性農業者の積極的な経営参画を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
新たに設立される集落営農法人数 (累計)	84 法人	100 法人	124 法人

※ 6次産業

1次、2次、3次産業を融合することで形成される新しい産業のこと。生産者（1次産業）が加工（2次産業）と流通・販売（3次産業）にも業務展開している経営形態をいう。

【主な具体的取組】

集落営農の法人化・経営発展等の推進

- 集落営農法人における作付の団地化など経営の効率化の推進
- 余剰労力を活用した新規品目の導入や集落営農法人の経営発展の推進
- 複数集落を範囲とした広域集落営農法人の設立の推進
- 中山間地域での機械利用組合や農作業受託組織の設立の推進

高い経営力を持つ農業者等の育成

- 「稼げる農業」を実践するモデル経営体の育成・波及
- 税理士や社会保険労務士などの専門家と連携した経営発展に向けた取組の推進
- 経営発展に意欲的な農業者を対象としたスキルアップ研修の開催

女性農業者の積極的な農業経営への参画推進

- 女性農業者の各種研修会への参加促進及びネットワークづくりの推進
- 県段階及び地区段階での女性農業者交流会の開催



集落営農法人における露地野菜の作付



女性農業者研修会
(農業女子サミット in 嬉野)

(3) 優良農地の確保・集約

【現状】

- 整備されたほ場を活かした効率的な土地利用が行われており、水田の耕地利用率は全国一高い143.3%（H29）となっています。（全国平均92.9%）
- 平坦地域では、認定農業者や集落営農法人などへの農地の集積は進んでいますが、多くの農地は未だに分散しています。また、中山間地域では、農家の高齢化や減少が著しく、農地や農作業の受け皿となる組織が不足していることから、農地の集積が進んでいない状況です。
- 農家の減少に伴い、農業水利施設の適切な維持管理が困難になりつつあります。
- 中山間地域では基盤整備が不十分な農地を中心に耕作放棄地となっています。

【課題】

- 認定農業者や集落営農組織について、より効率的な生産体制を構築していく必要があります。
- 中山間地域では、営農の継続と優良農地の担い手への円滑な継承を進める必要があります。

【展開方向】

- 農地の利用権の交換などを図り、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、農業水利施設の維持管理の効率化を図ります。また、生産性向上のため農地の大区画化に向けた取組等を推進します。
- 地域の優良な農地について、担い手への円滑な継承を進め、耕作放棄地の発生防止と再生利用を図ります。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
優良園地の継承や担い手間の利用権の交換など、地域ぐるみで農地の集積・集約化に取り組む地区数（累計）	6地区	12地区	24地区

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
を食料
・農業
・農村
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
における
重点項
目の具
体的な
取組

参
考

【主な具体的取組】

担い手への農地の集積・集約の推進

- 市町や農業委員会、農協等の関係機関・団体等との連携による担い手への農地集積の推進
- 農地の受け皿となる集落営農組織の法人化の推進
- 農地中間管理機構の積極的な活用
 - ✓重点区域の設置による機構の活用推進
 - ✓担い手への農地集積促進
 - ✓担い手間の農地の交換等による集約の推進
- 農地集約に伴う農業水利施設の再編整備の推進
- 生産性向上に向けた畦畔除去等の耕作条件の整備及び農地整備の推進

地域の優良な農地の継承及び耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進

- 中山間地域における農作業受託組織等の育成
- 農地中間管理機構関連事業を活用した優良農地の担い手への継承
- 農地中間管理機構関連事業を活用した農地の円滑な継承のための耕作条件の改善
- 農業委員会による農地パトロールや農地相談活動の強化
- 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用



伊万里市「立川の梨園を守る会」の設立



中山間地域における園地集積に向けた話合い

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

参 考

II 活力ある農村の実現

1 農村地域の振興

(1) 中山間地域農業対策の推進

【現状】

- 中山間地域では、いちごやハウスみかん、肉用牛など、本県を代表する農産物の産地が形成されています。
- 一方、農地や農作業の受け皿となる担い手が不足しており、農地が不整形な上に狭小であるなど、平坦地域と比べて不利な生産条件となっています。
- 住民の方々が集まる機会自体が減少し、今後の方向性を話し合う場がほとんど見られない状況です。

【課題】

- 中山間地域の集落や産地において、現状をどう変えていくかについての話し合いを行い、地域自らが設定した目標の実現に向けて、できることから実践していく必要があります。
- 中山間地域の農業生産を維持するための仕組みづくりを進める必要があります。
- 一定規模の区画で農地を整備し、農作業の効率化や安全性を確保する必要があります。
- 平坦部と比べて厳しい環境にあっても、生産活動が維持され、所得の向上を図る必要があります。

【展開方向】

- 中山間における課題の抽出やビジョンの作成、産地計画の策定を推進します。
- 中山間地域におけるビジョンや産地計画の達成に向けた取組を推進します。
- 中山間地域の特色を生かした農業を展開し、生産者の所得向上を図ります。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
チャレンジ集落・産地 ^(※) 数(累計)	16地区	40地区	60地区

※チャレンジ集落・産地

「それぞれの中山間チャレンジプロジェクト」において、市町が選定し、中山間地域農業の活性化に取り組むモデル地区のこと。主に農業・農地の維持に取り組む地区を「チャレンジ集落」、主に農業所得の向上に取り組む地区を「チャレンジ産地」としている。

【主な具体的取組】

集落等での話合いやビジョンづくり等の推進

- アンケート調査や地域の点検活動^(※)を通じた現状把握と課題抽出
- 将来にわたって守るべき優良農地を仕分けする「農地のゾーニング^(※)」の実施
- 課題の解決手段や目標を実現するための方策の検討
- 「農業・農地の維持」や「所得向上」などを目指す集落や産地における話合いやビジョン・産地計画づくりの推進

ビジョン達成に向けた取組の推進

- 中山間地域等直接支払制度等の利用推進
- 農地や農作業の受け皿となる農作業受託組織や第3セクターの設置支援など中山間地域等における効率的な生産体制の確立の推進
- 中山間地域における効率的な生産体制確立に向けた支援の強化
- 作業効率の向上や軽労化のための「せまちだおし」等の基盤整備やそれと一体的に整備する農道・用排水路の整備の推進

中山間地域の特色を生かした農業の展開による所得向上

- 農地・農業機械の利用調整や農作業の受託などを行う広域組織の育成
- 地域の果樹農業を担う経営者への優良園地の集積の推進
- 夏季冷涼な気候を活かした雨よけ栽培や新たな露地野菜の産地の育成
- 繁殖雌牛の増頭や飼料作物の生産拡大
- こだわりや物語のある米づくりなどの推進
- しいたけやたけのこ等の特用林産物の生産推進
- 中山間地域の資源を活かした観光・体験農園や農家民宿などの農村ビジネスの推進



集落での話合いやビジョンづくり



中山間地域での露地野菜の定植

※点検活動

集落の現状や課題を整理するために行う集落内の見回りや住民の家族構成や今後の意向などに関する聞き取り調査のこと。

※農地のゾーニング

農業者の意向やほ場条件などを踏まえて、営農活動を継続する農地と、今後は営農活動を行わない農地の選別を行うこと。

(2) 有害鳥獣被害対策の推進

【現状】

- 有害鳥獣による農作物への被害は、依然として、中山間地域を中心とした農業生産に影響を及ぼしています。
- イノシシによる農作物被害額は、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵^(※)等）の整備延伸や捕獲活動の着実な実施等により、県全体としては減少してきていますが、地域によっては増加しているところもあります。
- また、カラスやカモ、アナグマ・アライグマなどの中型哺乳類、サルなどの対策が難しい鳥獣の被害が依然として発生しています。

【課題】

- 有害鳥獣による農作物被害を減らすためには、引き続き、鳥獣の種類や被害状況等に応じ、集落や部会などで地域を挙げて「棲み分け対策」と「侵入防止対策」、「捕獲対策」に取り組む必要があります。

【展開方向】

- 地域ぐるみでの被害防止対策の実施を着実に進めます。
- 捕獲対策の担い手の確保・育成に向けた取組を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
有害鳥獣による農作物被害額	1.4 億円	1.2 億円	0.8 億円



箱わなで捕獲されたイノシシ



ワイヤーメッシュ柵の点検・維持管理

【主な具体的取組】

地域ぐるみでの有害鳥獣被害対策の推進

<共通>

- 県段階や地区段階において関係機関・団体が連携した対策の実施
- 各地域で有害鳥獣対策を推進する「鳥獣被害対策指導員」の育成及び指導力の向上
- 市町や農協、関係課等と連携した集落や生産部会への対策推進の働きかけの実施
- 福岡県や長崎県等と連携した被害対策研修会等の開催

<棲み分け対策>

- 集落周辺の農作物残渣等の除去や、集落周辺の藪の解消などの有害鳥獣を集落に近づけない取組の推進

<侵入防止対策>

- イノシシについては、地域ぐるみでのワイヤーメッシュ柵等の整備の推進
- 鳥類については、農作物等に近づけないための防鳥ネットやテグス等の設置、追い払いの推進
- アライグマなどの中型哺乳類については、獣種に応じた電気柵やネット等の設置の推進
- サルについては、電気柵やネット等の設置、群れの位置を把握した追い払いの推進
- 整備した侵入防止施設の適切な維持管理の徹底

<捕獲対策>

- イノシシについては、箱わな等による捕獲の推進、捕獲後の処理負担軽減やジビエなど有効利用に向けた取組の推進
- 鳥類については、山間部や田畑等での銃器による捕獲、特にカラスに対する市街地等での大型箱わなによる捕獲の推進
- アライグマなどの中型哺乳類については、小型箱わなを使った農家自らによる捕獲の推進
- サルについては、ICTを用いた大型箱わななどによる捕獲^(※)の推進

捕獲対策の担い手の確保・育成

- 狩猟免許取得の推進や若い狩猟免許取得希望者の掘り起こし
- 狩猟免許所有者と免許を持たない補助者がチームを編成し、捕獲活動を行う捕獲班の設置推進

※ワイヤーメッシュ柵

線径5mm程度の縦線と横線を格子状に配列させ、交わった箇所を溶接し、縦幅(高さ)1.2m程度、横幅2m程度に製造したもの。これらを水田や畑などの外周に隙間なく配置し柵を作ることにより、イノシシが水田や畑などに侵入するのを防護する。

※ICTを用いた大型箱わななどによる捕獲

大型箱わなの入り口にセンサーを付け、設定した頭数のサルが入ったことをカウントした時点で入り口が閉じてサルを捕獲する技術のこと。捕獲と同時に携帯電話等にメールで連絡が来る仕様もある。

(3) 快適で安全・安心な農村づくり

【現状】

- 農村地域の過疎化や高齢化、混住化^(※)により集落機能が低下し、地域の共同活動による農地、水路、農道等の地域資源の保全管理が困難になりつつあります。また、農家の減少に伴い、農業用水利施設の維持管理経費に対する加重感が増大し、適切な管理が困難になりつつあります。
- 農村地域の用排水路等の農業用施設は老朽化が進行しており、集落内の道路や水路の未整備地域も残っています。
- 台風や高潮に加え、近年頻発する局地的集中豪雨等の自然災害が発生し、県民生活に被害を及ぼすことが懸念されています。
- 佐賀平野のクリーク（農業用排水路）には、農業用水の貯水や送水、地域の排水などのほかに、降雨を一時的に貯留する洪水調節機能も有していますが、農村地域の開発など土地利用の変化に伴うクリークへの降雨の急激な流入により法面の崩壊が進行し、その機能が著しく低下しています。

【課題】

- 地域資源を地域ぐるみで保全管理していくための取組を進める必要があります。
- 農業水利施設の維持管理に係る経費の低減に向けた取組を進める必要があります。
- 農村地域で人々が快適に暮らせるように、引き続き生活環境基盤を整備する必要があります。
- 災害を未然に防止し、県民が安全に安心して暮らせる農村づくりを進める必要があります。
- クリークが有する本来の機能を回復する必要があります。

【展開方向】

- 農村の生活環境基盤の整備と維持保全を着実に推進します。
- 農業水利施設の管理の省力化に向けた取組を推進します。
- 県土の保全や各種防災対策を着実に推進します。
- 安定した農業生産が可能となるようにクリークの防災機能の保全を推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
多面的機能支払制度 ^(※) の取組の継続割合（農振農用地に対する取組面積率）	67%	67%	67%

※混住化

農業集落において農家と農家以外（土地持ち非農家及び非農家）が混在していること。

※多面的機能支払制度

農業・農村が有する県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を維持・発揮するために行われる地域の共同活動に対する支援のこと。

【主な具体的取組】

農村の生活環境基盤の整備

- 多面的機能支払制度を活用した地域ぐるみでの農地や水路、農道等の農業用施設の維持保全活動や、長寿命化に向けた取組に対する支援の実施
- 集落内道路や集落内水路の整備の推進
- 生活排水処理施設の整備の推進と長寿命化対策の実施

農業水利施設の管理の省力化に向けた取組

- 地域の営農実態に合った農業水利施設の統廃合等の推進

県土の保全や各種防災対策

- 老朽化したため池等については、緊急性の高いものからため池の補強に取り組むなどの重点的な整備の推進
- 地すべりが発生している地区やその危険が予測される地区については、被害の未然防止対策の実施
- 海岸堤防については、高潮被害が発生する危険性が高い箇所や、計画堤防高までの整備が遅れている箇所から堤防嵩上げに取り組むなどの重点的な整備の推進

クリークの防災機能の保全

- クリークが有する洪水調節機能を回復し、急激な水位変動に耐えるような護岸整備の推進



地域ぐるみの取組による農道舗装



整備されたため池

2 農村の魅力向上

(1) 農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進

【現状】

- 農村部では、高品質で多彩な農産物を素材とした農産加工品づくりが行われています。また、それらを求めて農産物直売所等には多数の消費者が訪れています。
- 「さが農村ビジネス^(※)創出事業」を実施し、農業者等への相談対応を行う農村ビジネスコーディネーターの設置や、農村ビジネスに取り組む農業者等に対して助成するなどの支援を行ってきたところ、農家レストランや農家民宿などの取組が増えています。
- 県内外で広く知られるような取組はまだ少なく、農業者等の所得向上に大きくつながるまでには至っていません。
- 最近増加しているアジア等からのインバウンドへの対応や取り込みが十分にできていません。

【課題】

- 所得向上につながる農村ビジネスの実践者を増やしていく必要があります。
- 県外にも広く知られるような農村ビジネスを創出し、県内に波及させる必要があります。
- 消費者やインバウンドなどの多様なニーズに応じた農村ビジネスの磨き上げが必要です。

【展開方向】

- 農業者や農業法人、集落営農法人などの経営の多角化を推進します。
- クリエイター^(※)等による県内外に広く知られるような農村ビジネスの成功事例を創出します。
- 研修や情報提供などにより、多様な消費者ニーズに対応できる農村ビジネス実践者を育成します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
農村ビジネスの新たな取組件数（累計）	0 件	100 件	250 件

※農村ビジネス

農産加工品の開発・製造や農産物直売所、農業体験・観光農園、農家レストラン、農家民宿などの農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組のこと。

※クリエイター

自由な発想や人と異なる着眼点からアイデアを生み出し、問題解決を図る専門家のこと。

【主な具体的取組】

農業者等の経営多角化の推進

- 農業者等が取り組む農村ビジネスに関する総合的な相談窓口の設置
- 新たに農村ビジネスを始めようとする農業者や農業法人、集落営農組織・法人、集落のグループなどを対象とした研修会の開催
- 農業者と2次・3次産業関連企業による連携の推進や異業種交流会の開催
- 新たな取組に必要な機械・施設整備の推進
- 各地域における関係機関・団体等による農村ビジネス推進のためのネットワークづくりの推進

クリエイター等による成功事例の創出

- クリエイター等の支援による県内外に広く知られるような稼げる農村ビジネスの成功事例の創出及び波及

農村ビジネス実践者の育成

- 農村ビジネスサポートセンターに登録している専門的な知識を有するプランナー等による商品開発、農家レストランや農家民宿の開設等に関する助言
- 農村ビジネスの実践者を対象とした法令や制度、支援事業、ビジネス拡大や所得向上に関する研修会等の開催
- 食品の製造・加工施設におけるH A C C P導入に向けた指導及び支援



農産加工品の開発



農家民宿

(2) 食や農業・農村に対する理解促進

【現状】

- 地域の農業や食材、郷土料理などに詳しい農業者を県内の学校などに派遣し、農業体験や交流活動を通じて佐賀の農業や農産物の魅力を多くの子供やその保護者等に伝えています。
- 農業及び農村に対する県民の理解と関心を深めるため、佐賀県の農業・農村を応援していただく方を「さが食・農・むらサポーター」として登録し、県産農産物の購入や農村地域での交流などに取り組むとともに、「さが食・農・むらサポーター」による産地交流会やマルシェの開催などを支援しています。
- 農村地域にある棚田やクリークなどのもつ県土保全機能や文化・景観形成の役割を理解してもらう活動を行っています。

【課題】

- ふるさと先生^(※)の派遣などにより、食や農に関する県民の理解醸成を図っていく必要があります。
- 県民が地場産の農産物・加工品等に触れる機会を増やすことで、地産地消をさらに浸透させていく必要があります。
- 消費者が生産者と一緒に農作業体験を行うなどの都市農村交流を推進していく必要があります。

【展開方向】

- 食や農業・農村に関する理解醸成活動を推進します。
- 県産農産物の地産地消を推進します。
- 都市と農村の交流を推進します。
- 佐賀の農業や農村に関する情報の発信やPRを推進します。

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
さが食・農・むらサポーター登録数 (累計)	1,258 件	2,000 件	3,200 件

※ふるさと先生

県内の幼稚園・保育園や小・中学校等に出向いて、地域の農業や食材、郷土料理などについて教えたり、農業や農産加工の体験を指導する農業者のこと。

【主な具体的取組】

食や農業・農村に関する理解醸成活動の推進

- 「ふるさと先生」の登録及び学校や保育園・幼稚園、子育てサークル等への派遣の推進
- ふるさと「さが」水と土探検支援事業の活用推進

県産農産物の地産地消の推進

- 農家レストランや農家民宿等を増やす取組の推進
- 産地見学会を通じた生産者と給食・飲食店等関係者とのマッチングの推進

都市と農村の交流の推進

- 中山間地域における農作業体験交流会の開催
- 棚田地域保全活動、棚田ボランティア活動への支援の実施

佐賀の農業や農村に関する情報発信やPRの推進

- ホームページやアプリ、ライン等を活用した佐賀の農業・農村に関する情報の発信
- イベント等を通じた「さが食・農・むらサポーター」登録の推進



ふるさと先生派遣活動



ふるさと「さが」水と土探検支援事業

第5章 施策の重点項目

農業をめぐる情勢や現場の実情を踏まえて、本計画期間中に特に力を入れて取り組むべき項目として、以下の7項目を重点項目に位置づけ、取組の強化を図ります。

<所得向上>

- 1 露地野菜の生産拡大
- 2 施設園芸におけるICT等を活用した先進技術の普及
- 3 果樹における優良園地の確保と経営の継承
- 4 「佐賀牛」の生産基盤の強化

<労働力不足対策>

- 5 労働力不足に対応するための仕組みづくり

<担い手の確保・育成>

- 6 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

<中山間地域振興>

- 7 中山間地域農業の維持・発展に向けた取組の強化

第1章
計画の
策定に当たって

第2章
食料・農業・農村
を取り巻く情勢

第3章
計画の
目指す姿

第4章
施策の
展開方向

第5章
施策の
重点項目

第6章
各地域における重点
項目の具体的な取組

参
考

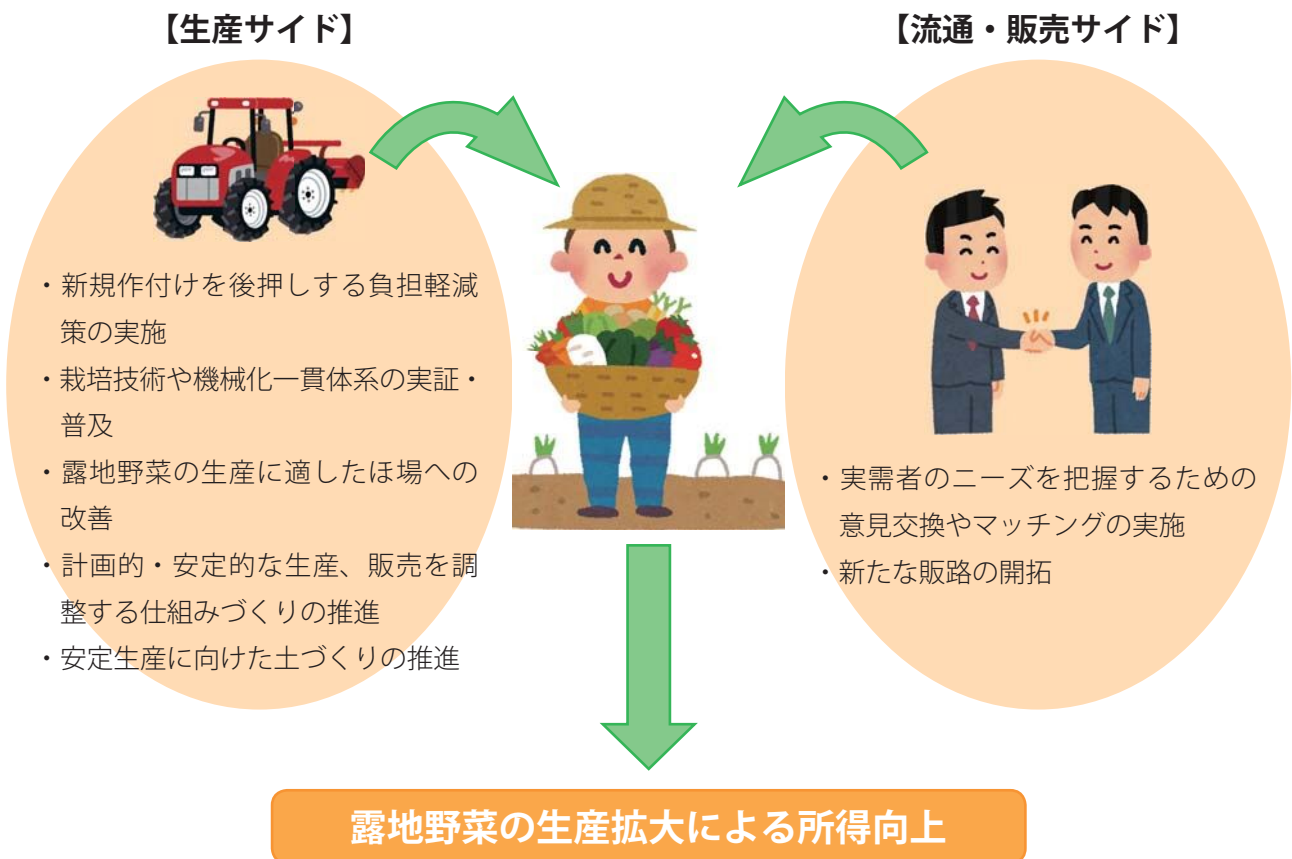
1 露地野菜の生産拡大

【展開方向】

集落営農法人や大規模農家等への作付けの推進や、本県の条件にあった栽培技術や機械化一貫体系の開発と普及、さらには、広域に連携した計画的かつ安定的な生産・販売体制の整備などに取り組み、所得向上が期待される露地野菜の生産拡大を目指します。

【主な具体的取組】

- 集落営農法人や所得向上に意欲的な大規模法人等に対する支援
- 関係機関が一体となった計画的・安定的な生産・販売体制の仕組みづくりの推進



【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
露地野菜の作付面積	3,280ha	3,780ha	4,280ha

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

参考

2 施設園芸におけるICT等を活用した先進技術の普及

【展開方向】

飛躍的な収量や品質の向上が可能となる統合環境制御技術や、大規模経営を可能とする栽培体系・様式、さらには、先進農家の技術の伝承システムなど、ICT等を活用した先進技術の開発・普及に取り組み、施設園芸の一層の収益向上と規模拡大を目指します。

【主な具体的取組】

「いちごさん」の統合環境制御技術の開発・実証

- 「いちごさん」の高収量化・高品質化が可能となる統合環境制御技術の開発
- 栽培技術のマニュアル化と普及促進

きゅうり、ハウスみかん、花き等における最先端技術の開発・普及

- きゅうりの高収量化が可能となる統合環境制御技術の普及
- きゅうり栽培の熟練者の技術を新規就農者等へ継承するためのラーニングツールの開発
- ハウスみかんの樹勢維持等に効果がある炭酸ガス施用など環境制御技術の開発・普及
- トルコギキョウ、スイートピー、バラ等の高品質化が可能となる環境制御技術の開発
- AIを活用したアスパラガスやきゅうりなどの自動収穫機の実証



新品種「いちごさん」



ウェアラブル機器を活用した技術の継承

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
いちごの10a当たり収量	4,423kg	4,700kg	5,000kg

3 果樹における優良園地の確保と経営の継承

【展開方向】

地域の将来ビジョンに基づく、果樹における園地流動化や担い手への園地集積に加え、地域を担う新規就農者等の確保・育成に向けた取組を推進することにより、果樹産地の維持・発展を目指します。

【主な具体的取組】

担い手農家への優良園地の集積

- 担い手への優良園地集積に先行的に取り組む「果樹産地再興モデル地区」の設置
- マッピングシステムを活用した優良園地マップづくりの推進
- 地区内の話し合いを基にした、農地流動化計画や将来ビジョンの策定
- 農地流動化計画等に基づく、園地集積や園地基盤整備等の推進

ベテラン農家等による就農サポートの推進

- ベテラン農家による新規就農者への技術習得や経営に関する支援の実施
- 高齢等を理由にリタイアする農家からの優良園地や機械等の継承支援の実施



【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
果樹産地再興モデル地区の設置数 (累計)	5 地区	9 地区	15 地区

4 「佐賀牛」の生産基盤の強化

【展開方向】

肥育素牛の県内自給率の向上など肉用牛繁殖基盤の強化に向けて、繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営の取組拡大を目指します。また、「佐賀牛」の出荷頭数を拡大するため、ゲノム育種価を活用した県産種雄牛の作出や繁殖雌牛の牛群改良に取り組みます。

【主な具体的取組】

繁殖肥育一貫経営等の推進

- ・キャトルステーション、ブリーディングステーションの整備推進



- ・AI・ICT等の先進技術を活用した管理作業の省力化技術の確立・普及

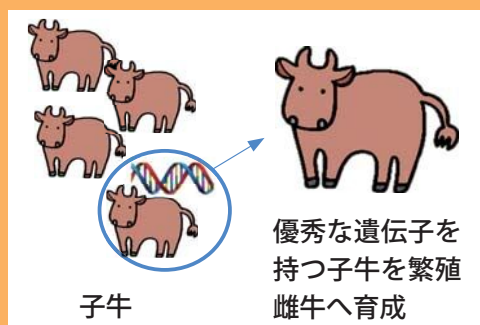


「佐賀牛」出荷頭数の拡大

- ・肉質・増体など産肉能力に優れた県産種雄牛の作出



- ・ゲノム育種価を活用した繁殖雌牛の牛群改良の推進



【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
肥育素牛の県内自給率	28.6%	30.7%	33.3%

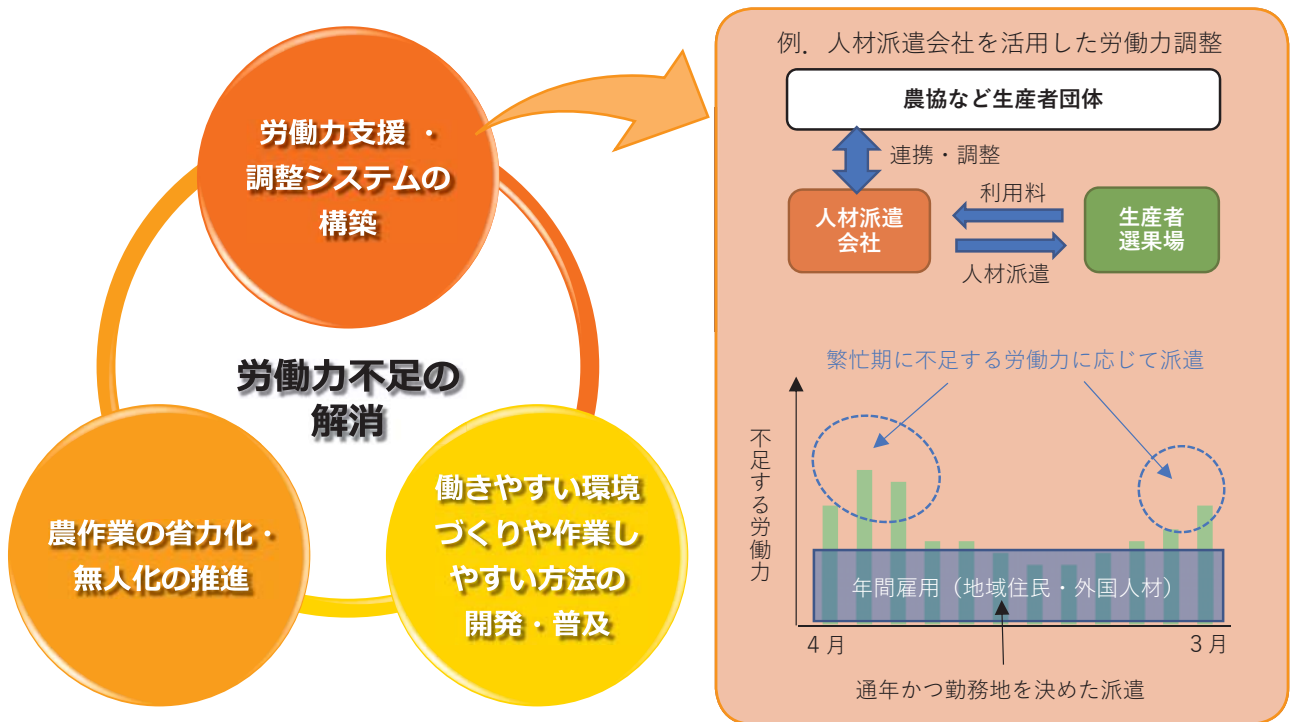
5 労働力不足に対応するための仕組みづくり

【展開方向】

今後、深刻化が予想される「労働力不足」に対して、外国人材を含む労働力の確保や支援・調整を行う仕組みづくりを進めるとともに、AI・IoT等の先進技術を活用した農作業の省力化・無人化の実証・普及、高齢者や女性などが働きやすい環境づくりに取り組めます。

【主な具体的取組】

- 外国人材を含む多様な労働力の確保
- 品目ごとに異なる労働力のピークを調整する仕組みづくりの推進
- AI・IoT等の先進技術を活用した農作業の省力化、無人化の実証・普及



【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
人手不足であると回答した農家の割合	50% ^(注)	40%	30%

注) 2018年に県園芸課が308経営体を対象にした調査で、「労働力の確保に困っている」と回答した割合。

6 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

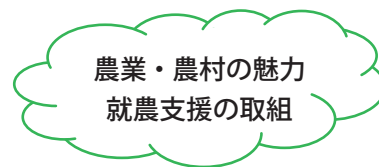
【展開方向】

経営発展に意欲的な経営体や、先進的な経営を実践したいと考える新規就農者を地域の中核的な経営体に育成し、その背中を見て、次世代の新規就農者が育つような好循環による担い手の育成を目指します。

【主な具体的取組】

<各種支援>

- ・生産部会におけるトレーナー制の導入
- ・トレーニングファームをモデルとした担い手育成システムの普及推進
- ・リース式園芸団地の設置推進
- ・研修修了後の就農支援やのれん分けによる独立



経営発展に意欲的な経営体



地域の中核的な経営体へと発展

<各種支援>

- ・経営発展のためのノウハウの伝授
- ・施設・機械等導入支援

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
新規就農者数	161人	180人	180人

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

参考

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

参考

7 中山間地域農業の維持・発展に向けた取組の強化

【展開方向】

集落や産地における話し合いを進め、課題の抽出やビジョンの作成、さらにビジョン実現に向けた取組への支援を行うことで、中山間地域農業の維持・発展を目指します。

【主な具体的取組】

集落等での話し合いやビジョンづくりの推進



集落での話し合い



集落ビジョンの策定



園地のゾーニング

ビジョンの実現に向けた取組推進

地域の特色を活かした所得向上に向けた取組

- ・野菜や果樹、畜産など中山間地域で稼げる品目への転換及び生産拡大
- ・こだわりや物語のある米づくりの推進
- ・地域資源を活かした農村ビジネスの推進



農業生産の維持

- ・農作業受託を行う広域組織の育成
- ・基盤整備による作業効率の向上や軽労化
- ・食肉等利用施設や焼却施設の活用による有害鳥獣処理の労力軽減の推進



【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
チャレンジ集落・産地数 (累計)	16 地区	40 地区	60 地区

1 佐賀中部地域 (佐賀市、多久市、小城市)

【地域プロジェクト (地域で特に注力する取組)】

(1) 露地野菜の生産拡大による所得向上の推進

- 大規模生産者や集落営農法人に対するたまねぎ等の生産拡大の推進
- 加工・業務用仕向けの取組拡大
- 水田汎用化のための暗渠排水等の整備推進



たまねぎ大規模機械化体系

(2) 施設園芸における新品種・ICT等を活用した所得向上の推進

- 「いちごさん」の高品質生産技術の確立・普及による収益性の向上
- 施設きゅうり、施設なす等における統合環境制御技術の確立による収量向上
- 集出荷施設の再編による生産・販売体制の強化



「いちごさん」の栽培

(3) 水田農業の経営発展と新規就農者の確保・育成の推進

- 水田農業を担う大規模生産者や集落営農法人の育成・経営発展の推進
- 就農希望者の各種相談等に対応する支援体制の充実強化
- トレーニングファームや生産部会におけるトレーナー制度等による農業経営・技術習得の支援の実施
- 新規就農者への農地のあっせんや遊休ハウスを継承するシステムの構築



ワンストップ就農相談会

(4) 中山間地域農業の維持・発展に向けた取組の強化

- 中山間地域の農地を守る取組や収益性の高い営農体系の確立
- 農福連携による農作業受委託システムの整備
- 園地の流動化による担い手への農地集積
- みかん園地における効率的な水利用の再構築
- 地域ぐるみで農作物被害を軽減する有害鳥獣対策の推進



集落営農法人化勉強会

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
露地野菜の作付面積 ^(注1)	136ha	156ha	177ha
「いちごさん」の10aあたり収量	5,086kg ^(注2)	5,200kg	5,200kg
新規就農者数	23人	40人	40人
チャレンジ集落・産地数(累計)	5地区	10地区	15地区

注1) 農協系統の作付面積、JAさが調べ(たまねぎ、ブロッコリー、レタス、キャベツ、はくさい)

注2) JAさが園芸振興課調べ

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
食料・
農業・
農村
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
における
重点
項目の
具体的
な取組

参

考

2 東部地域 (鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町)

【地域プロジェクト (地域で特に注力する取組)】

(1) 露地野菜の生産拡大

- キャベツ、たまねぎ等の大規模栽培技術の確立や大規模生産者の育成
- 露地野菜の作付推進による産地規模の拡大と加工・業務用仕向け取組の拡大
- 生産性向上のための暗渠排水の整備推進



カット野菜工場での加工作業

(2) 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

- 県、市町、農業委員会、農協等関係団体が連携した就農相談の実施
- トレーナー制度の導入などの生産部会と連携した新規就農者の確保に向けた体制整備
- 関係機関と連携した多様な農業者及び新規就農者の育成
- 女性農業者のネットワーク構築と経営力強化に向けた取組の推進



女性農業者グループにおける意見交換会

(3) 中山間地域農業の維持・発展に向けた取組の強化

- 市町、農協等と連携したチャレンジ集落・産地への支援の実施
- 所得向上に向けて地域が選定した新規品目の導入及び栽培技術の確立
- 地域を支える担い手となる集落営農組織等の育成
- 多様な農業生産に対応できる小規模基盤整備等の実施



集落営農組織における視察研修

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
を食料・
農業・
農村
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
におけ
る重点
項目の
具体的
な取組

参
考

【成果指標】

項 目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
露地野菜の作付面積 ^(注)	102ha	125ha	150ha
新規就農者数	12人	15人	15人
チャレンジ集落・産地数（累計）	1地区	3地区	5地区

注) 農協系統の作付面積、JAさが調べ（たまねぎ、キャベツ、ブロッコリー、だいこん）

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
食料・
農業・
農村
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
における
重点項
目の具
体的な
取組

参
考

3 唐津・東松浦地域 (唐津市、玄海町)

【地域プロジェクト (地域で特に注力する取組)】

(1) 施設園芸における新品種・ICT等を活用した産地づくりの推進

- 「いちごさん」及び「佐賀果試35号」の導入推進
- 「いちごさん」の栽培技術の確立及び普及
- ハウスみかん等での施設内環境の「見える化」の推進



施設内環境の「見える化」

(2) 肥育素牛の生産基盤の強化

- キャトルステーション、ブリーディングステーションを核とした肉用牛繁殖基盤の整備及び繁殖肥育一貫経営の取組拡大
- AI・IoT等の先進技術を活用した省力型肉用牛経営の確立の推進
- 耕畜連携による飼料自給率向上の取組推進



キャトルステーションの育成牛舎

(3) 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

- 就農相談等による幅広いルート（新規学卒、Uターン、定年就農等）からの新規就農者の確保
- 女性農業者の積極的な農業経営への参画推進
- 生産部会におけるトレーナー制度導入の推進
- 担い手への農地の集積・集約に必要となる農地整備の推進



若手女性農業者による先進地視察

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

参
考

(4) 中山間地域における集落営農の推進

- 中山間地域農業の維持・発展に取り組む集落に対する将来ビジョンの作成及びその実現に向けた支援の実施
- 施設園芸等の高収益品目の導入の推進
- 6次産業化商品の創出など農村ビジネスの推進
- 地域ぐるみでの有害鳥獣対策の推進



ビジョンづくりの専門家を交えた
集落点検

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
「いちごさん」の栽培面積	8ha	60ha	65ha
肥育素牛の地域内自給率 ^(注)	35%	36%	37%
新規就農者数	38人	30人	30人
チャレンジ集落・産地数(累計)	3地区	14地区	16地区

注) 農協系統の自給率、JAから調べ

4 伊万里・西松浦地域 (伊万里市、有田町)

【地域プロジェクト (地域で特に注力する取組)】

(1) 施設園芸におけるICT等を活用した先進技術の普及

- きゅうり等の生産拡大と栽培技術向上による経営安定
- 「いちごさん」等の有望新品種の現地普及による収益性向上
- 施設野菜の環境制御技術の向上による更なる高位安定生産の実現



きゅうりの若手育成の研究会

(2) 果樹における優良園地の維持と経営の継承

- 地域での話合いに基づく園地流動化計画や将来ビジョンの策定
- 園地流動化や基盤整備等の推進による果樹担い手への農地集積
- 新品種、新技術の導入による生産性向上



園地流動化に向けた話合い

(3) 多様な担い手の確保・育成

- 定期的な就農相談や生産部会と連携した就農セミナーなどによる新たな担い手の確保
- 個々の発展段階に応じたハード・ソフトの支援による経営者の育成
- 女性農業者の積極的な経営参画による経営発展



ぶどう栽培セミナー

(4) 地域条件を活かした中山間地域農業の推進

- 集落や産地における話合いの促進及びプランの作成・実践の推進
- 新たに繁殖経営に取り組む肥育農家の確保・育成
- 果樹の有望新品種の導入
- 農地や農作業の受け皿としての集落営農組織等の育成
- 食味向上などによる高付加価値な米づくりの推進
- 地域ぐるみでの有害鳥獣対策の実施



繁殖牛舎

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
施設野菜の作付面積 ^(注)	36ha	40ha	50ha
果樹産地再興モデル地区の設置数 (累計)	2 地区	3 地区	4 地区
新規就農者数	17 人	20 人	20 人
チャレンジ集落・産地数 (累計)	3 地区	5 地区	8 地区

注) 農協系統の作付面積、JA伊万里調べ (いちご、きゅうり、アスパラガス)

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
食料・
農業・
農村
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
における
重点
項目の
具体的
な取組

参
考

5 杵藤地域 (武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町)

【地域プロジェクト (地域で特に注力する取組)】

(1) 露地野菜の生産拡大

- たまねぎのべと病防除対策や排水対策等による単収の安定化の推進
- 加工・業務用野菜生産の取組や、個別農家及び集落営農法人への野菜導入等による露地野菜の生産拡大



たまねぎべと病の防除

(2) 施設園芸における新品種・ICT等を活用した先進技術の普及

- 「いちごさん」の作付拡大や高設栽培の導入促進等による単収向上の推進
- 統合環境制御技術等の先端技術活用による施設野菜の単収向上、省力化の推進



「いちごさん」の高設栽培

(3) トレーニングファームを核とした新規就農者の確保・育成

- トレーニングファームを効果的に活用した新規就農者の安定的な確保
- U I J ターン就農など多様な新規就農者の受入に向けた取組の促進
- 離農者の施設・機械の継承など、初期費用の低コスト化による施設園芸に参入しやすい体制づくりの推進



きゅうりのトレーニングファーム

(4) 中山間地域農業の維持・発展に向けた取組の強化

- 果樹担い手の規模拡大と、根域制限栽培や優良品種への改植等による高品質果樹の生産
- 農地中間管理機構関連整備事業等を活用した園地基盤の再整備
- 高品質茶の生産拡大に向けた、収量・品質・耐病性に優れた品種の導入や、樹勢回復対策の実施及び多様な販売ルートの確保
- 肉用牛経営の収益力強化に向けた、飼養管理技術の向上及び省力化に繋がる機械・施設の導入
- チンゲンサイなどの中山間地域の特色を活かした新たな特産物づくりの推進
- 農産物や農村の景観など地域資源を生かした農村ビジネスの推進
- 農地の維持や農村の活性化に向けた集落の話合いと具体的取組の推進



根域制限栽培



中山間地域の集落での話合い

【成果指標】

項目	基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
たまねぎの10a当たり収量	3.3 t	4.0 t	4.5 t
「いちごさん」の作付面積	1.5ha	19ha	25ha
新規就農者数	60人	75人	75人
チャレンジ集落・産地数（累計）	4地区	8地区	16地区

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
食料・
農業・
農村
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
におけ
る重点
項目の
具体的
な取組

参

考

農業生産の目標等

(1) 農業経営体数

(単位：経営体)

項目	基準 (2015)	予測 (2022)	予測 (2028)
農業経営体数	17,020	12,500 程度	9,500 程度

(2) 農業産出額

(単位：億円)

項目	基準 (2017)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
農業産出額	1,311	1,400	1,600

(3) 食料自給率

(単位：%)

項目	基準 (2017)	中間目標 (2022)	目標 (2028)
カロリーベース	93	99	104
生産額ベース	152	176	187

※本県の農業生産の目標値を基に、国の計算方式を用いて算出

第1章 計画の策定に当たって

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の展開方向

第5章 施策の重点項目

第6章 各地域における重点項目の具体的な取組

(4) 作付面積・飼養頭羽数

(単位：ha、頭、千羽)

区分		基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)		
園芸	野菜	たまねぎ	2,430	2,500	2,600	
		キャベツ	335	450	600	
		いちご	188	200	200	
		きゅうり	164	168	176	
		トマト	67	70	70	
	果実	アスパラガス	125	125	125	
		露地うんしゅうみかん	1,993	1,950	1,900	
		ハウスみかん	125	123	120	
		なし	201	200	200	
		茶	795	760	706	
	葉たばこ	223	213	213		
	花き類 (切り花)	110	110	110		
	畜産	肉用牛	繁殖	9,190	10,500	11,500
			肥育	35,200	36,500	37,000
乳用牛		1,820	1,900	2,050		
豚		84,000	80,000	85,000		
採卵鶏		511	726	694		
ブロイラー		3,806	3,800	3,860		
農産	主食用米	24,300	23,200	22,000		
	飼料用米	584	1,000	1,500		
	非主食用米	-	1,400	1,600		
	麦類	小麦	10,100	11,000	11,000	
		大麦・裸麦	10,725	9,500	9,500	
	大豆	8,000	9,000	9,500		

参 考

(5) 生産量

(単位：t、千本、千鉢、頭、千羽)

区分		基準 (2018)	中間目標 (2022)	目標 (2028)	
野菜	たまねぎ	118,100	150,000	156,000	
	キャベツ	10,700	13,500	18,000	
	いちご	7,910	12,000	12,000	
	きゅうり	12,800	14,700	15,000	
	トマト	3,780	5,200	5,200	
	アスパラガス	2,580	2,750	2,750	
	園芸 果実	露地うんしゅうみかん	41,640	43,000	43,000
ハウスみかん		6,860	7,100	7,400	
なし		4,080	4,400	4,800	
茶		1,270	1,282	1,301	
葉たばこ	514	514	533		
花き類 (切り花)	33,300	34,848	37,166		
肉用牛	繁殖	8,027	9,500	10,500	
	肥育	22,452	21,900	22,200	
畜産	生乳	14,724	15,390	17,630	
	豚	107,401	110,264	115,777	
	卵	6,731	13,068	12,492	
	ブロイラー	16,309	16,720	17,177	
農産	主食用米	129,300	128,300	117,200	
	飼料用米	3,020	6,700	10,050	
	非主食用米	-	2,500	2,500	
	麦類	小麦	36,900	44,000	55,000
		大麦・裸麦	35,129	32,300	38,000
	大豆	13,600	21,870	28,500	

さかの食と農を盛んにする県民条例

平成17年3月24日
佐賀県条例第52号
改正 平成17年12月19日条例第74号

さかの食と農を盛んにする県民条例をここに公布する。

さかの食と農を盛んにする県民条例

農業は、生活に必要な不可欠な食料を生産し、私たちの生命を育むとともに、土と水を守ってきた。

農村は、緑豊かな自然環境のもとで、地域の伝統及び文化を継承し、人間性豊かな暮らしを育むとともに、休養や教養の場を提供し、地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を果たしてきた。

私たちのふるさと佐賀は、北に玄界灘、南に有明海という2つの異なる海を持ち、また、豊かな緑と美しい棚田を抱えた脊振山系や多良岳山系などの中山間地とクリークが縦横に走る肥よくな佐賀平野の平坦地を併せ持つ豊かな自然を生かして、農業の盛んな県として発展してきた。

私たちは、生命と暮らしの根幹である「食と環境」を支える農業及び農村を県民の貴重な財産として、次の世代に引き継いでいかなければならない。

しかしながら、近い将来に、世界の食料需給がひっ迫することが懸念される中で、輸入農産物の増加や食料消費の変化、農業就業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このため、将来の農業経営や日々の安全な食料の確保が危惧されている。

そこで、県民の貴重な財産である本県の農業及び農村の魅力と活力を再構築するために、国づくり、地域づくりを支えているのは農業及び農村であり、食の安全と環境を守り、地域おこし、地域の活性化のためには農業及び農村を大切にしていかなければならないことを、県民1人ひとりの基本認識として、農業及び農村を振興していくことが重要である。

このようなことから、本県における農業及び農村の振興に関して、県、市町、農業者、農業関係団体及び地域住民が果たすべき役割や方策を明らかにするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県における農業及び農村の振興に関する目標を明らかにするとともに、目標達成に向けた推進方策を示し、農業及び農村並びに食に対する県民の理解を深め、農業及び農村の振興を図ることを目的とする。
(農業及び農村振興の目標)

第2条 県は、次に掲げる目標のもとで農業及び農村の振興を図るものとする。

- (1) 県民に安全で安心な食料が安定的に供給されるとともに、食の重要性について県民の理解が深められること。
- (2) 次世代の農業者を育成しつつ、環境に十分配慮しながら、自立したゆとりある農業経営が将来にわたり持続的に営まれること。
- (3) 農村に住む人が快適に生活できる環境を整えるとともに、県民をはじめ国民へのやすらぎ空間の提供、文化の継承、水源のかん養、景観の保全等、農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されること。
(県の責務)

第3条 県は、農業及び農村の振興に向け、国、市町、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 県は、市町が農業及び農村の振興に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、国に対して農業及び農村の振興に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

(平17条例74・一部改正)

(市町の役割)

第4条 市町は、それぞれの自然的社会的条件に応じて、県、農業者、農業関係団体等と協力しながら、農業及び農村の振興を積極的に図るよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(農業者及び農業関係団体等の役割)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自立的な農業経営の展開及び消費者に信頼される安全・安心な農産物の生産を行うこと等により、農業及び農村の振興に自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

第1章
計画の
策定に
当たっ
て

第2章
食料・
農業・
農村
を取り
巻く情
勢

第3章
計画の
目指す
姿

第4章
施策の
展開方
向

第5章
施策の
重点項
目

第6章
各地域
における
重点項
目の具
体的な
取組

参
考

- 2 食品関連事業者等は、県産農産物の利用を推進すること等により、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。
(県民の役割)

第6条 県民は、食生活の重要性を認識し、農業及び農村の果たす役割に対する理解を深めるとともに、県産農産物の消費及び利用を進めること等により、農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。
(食料消費に関する施策の充実)

第7条 県は、県民が安心して食料を消費できるように、食品表示の適正化、栽培方法に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずることにより、食料の安全性の確保及び品質の改善が図られるよう努めるものとする。
(地産地消の推進)

第8条 県は、県民が県産農産物への理解を深めるとともに、良質で安全な県産農産物を適正な価格で消費できるよう、県産農産物の生産及び流通体制の整備を図り、地産地消の推進に努めるものとする。
(競争力のある農産物づくり)

第9条 県は、地域の特色を生かした高品質で競争力のある農産物づくりのため、生産性の向上、消費動向に対応した生産の推進等に努めるものとする。
(農業技術の向上)

第10条 県は、農業技術の向上を図るため、国、大学、民間等との共同研究、営農現場と連携した試験研究等を行うことにより、県独自の新技术・新品種の開発と普及に努めるものとする。
(農業及び農村の情報化の推進)

第11条 県は、効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、農業者が情報通信技術を積極的に利用できる環境の整備に努めるものとする。
(農産物の付加価値向上のための他業種との連携等)

第12条 県は、農産物の付加価値を高める農産物加工等を推進するため、農業と他業種との連携等による地域における農業を核とした新たな産業の創出及び総合産業化（生産から加工、流通、販売までにわたり農業経営を総合的に展開していくことをいう。）が図られるよう努めるものとする。
(環境と調和した農業の推進)

第13条 県は、環境と調和し、持続的に発展する農業を確立するため、減農薬栽培、減化学肥料栽培及び有機栽培による農法等を推進し、農業の自然循環機能の維持増進が図られるよう努めるものとする。
(観光業等に関する団体との連携)

第14条 県は、農業及び農村に関する施策を効果的に推進するため、観光業、商工業等に関する団体との連携に努めるものとする。
(農業の担い手の確保等)

第15条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者の農業技術及び経営方法の習得の促進等に努めるものとする。
(地域営農の推進)

第16条 県は、地域における営農の維持及び発展を図るため、集落等を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に努めるものとする。
(男女共同参画の促進)

第17条 県は、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、男女が農業経営及びこれに関連する活動に共同して参画できる環境の整備に努めるものとする。
(高齢農業者の活動の促進)

第18条 県は、地域の農業において、高齢農業者が長年の経験により培ってきた知識及び技術を生かして、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境の整備に努めるものとする。
(生産基盤の整備等)

第19条 県は、農地及び農業用水を確保し、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の利用の集積及び農地の効率的な利用の促進に努めるものとする。
(土地改良施設の適正な維持・管理)

- 第20条 県は、農業生産の安定を図るため、農業用排水施設等土地改良施設の維持・管理が適正に行われ、その機能が十分発揮されるよう努めるものとする。
(クリークの整備等による県土の保全)
- 第21条 県は、県土を保全し、農業生産の安定を図るため、クリーク、ため池、海岸等の整備及び地盤沈下対策の推進に努めるものとする。
(農村環境の整備等)
- 第22条 県は、美しく豊かな農村の環境を保全し、農村の住民が農村における生活の豊かさを享受できるように、自然環境等に配慮しながら、生活環境の整備等を推進するとともに、農村の伝統及び文化が継承されるよう努めるものとする。
(中山間地域等の振興)
- 第23条 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的振興を図るため、地域の特性を生かした農産物の生産、販売等を通じた農業その他の産業の振興に努めるとともに、当該地域において、農業及び農村の有する多面的機能が確保され、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、生産基盤及び生活環境の整備等に努めるものとする。
(都市と農村の交流の推進)
- 第24条 県は、農業及び農村の果たす役割に対する理解と関心を深めるため、地域資源等を活用した都市住民との交流の推進、農産物の都市住民への直売等に対する支援、情報の発信等に努めるものとする。
(県民の理解の促進)
- 第25条 県は、食に対する正しい知識並びに農業及び農村の果たす役割に対する県民の理解と関心を深めるため、食及び農に関する教育の推進等に努めるものとする。
(財政上の措置)
- 第26条 県は、農業及び農村に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(基本計画の策定)
- 第27条 知事は、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 県内農産物の生産目標、農地の有効利用その他農業及び農村の振興に関する主要な目標
 - (2) 前号の目標の達成のための主要な施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興のために必要な事項
 - 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、佐賀県農政審議会及び県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めるものとする。
 - 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 5 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。
 - 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(事業の実施状況等の報告)
- 第28条 知事は、基本計画に基づく事業の実施状況等を、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。
- 附 則
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

第1章
計画の
策定に
当たっ
て第2章
食料・
農業・
農村
を取り
巻く
情勢第3章
計画の
目指す
姿第4章
施策の
展開
方向第5章
施策の
重点
項目第6章
各地域
におけ
る重点
項目の
具体的
な取組参
考

第1章 計画の
策定に当たって

第2章 食料・農業・農村
を取り巻く情勢

第3章 計画の
目指す姿

第4章 施策の
展開方向

第5章 施策の
重点項目

第6章 各地域における重点
項目の具体的な取組

参
考



 **佐賀県**
<http://www.pref.saga.lg.jp/>

